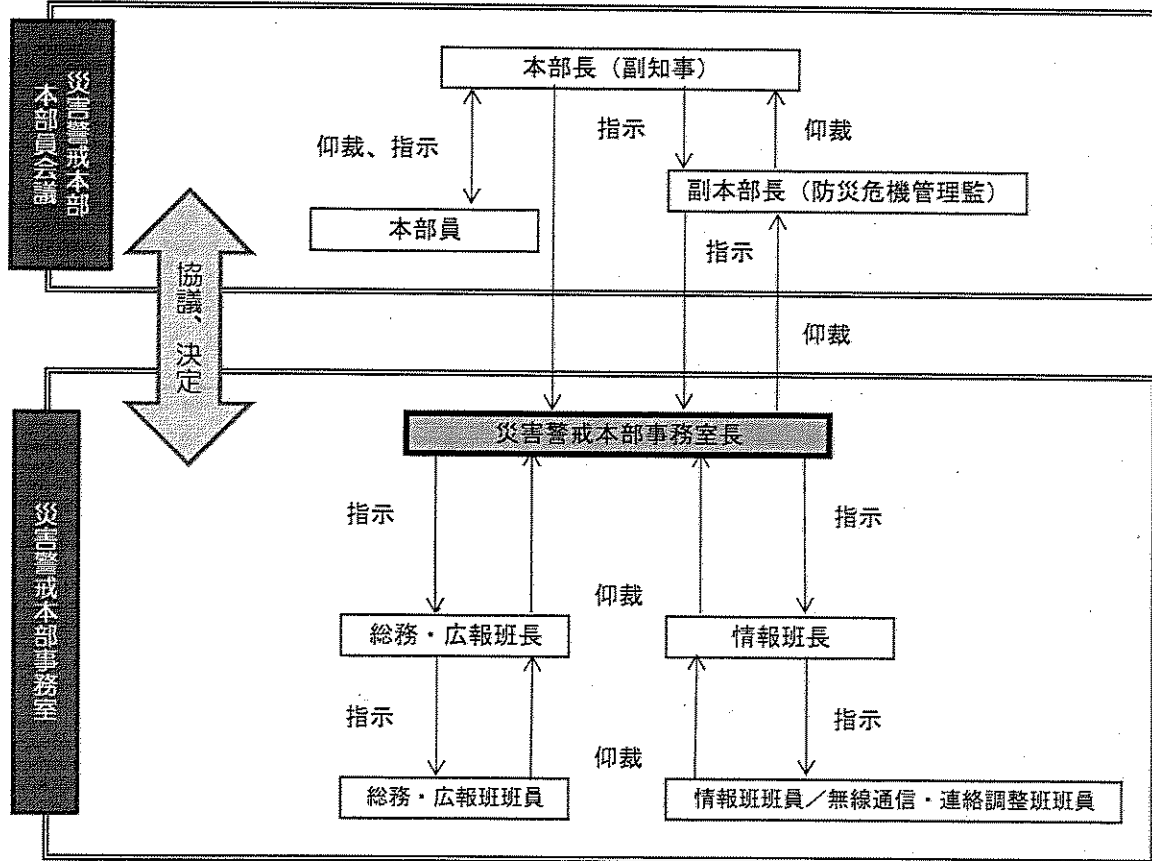


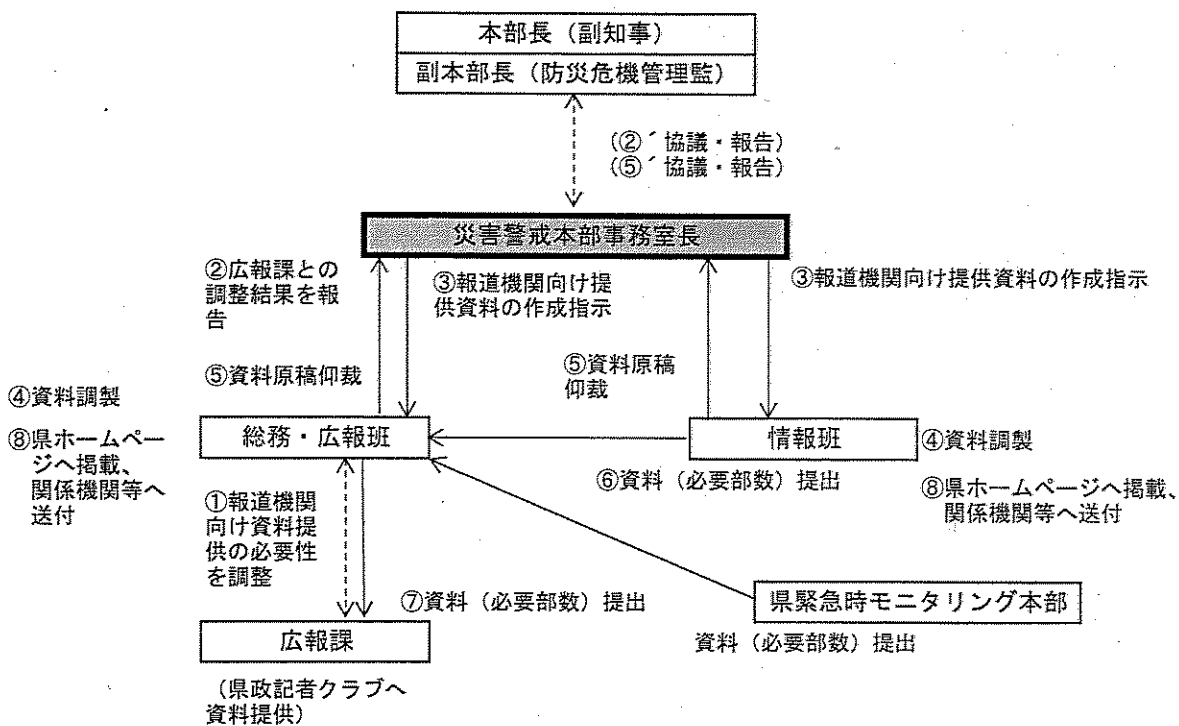
■災害警戒本部

[警戒事態【フェーズ2】から災害対策本部設置まで]

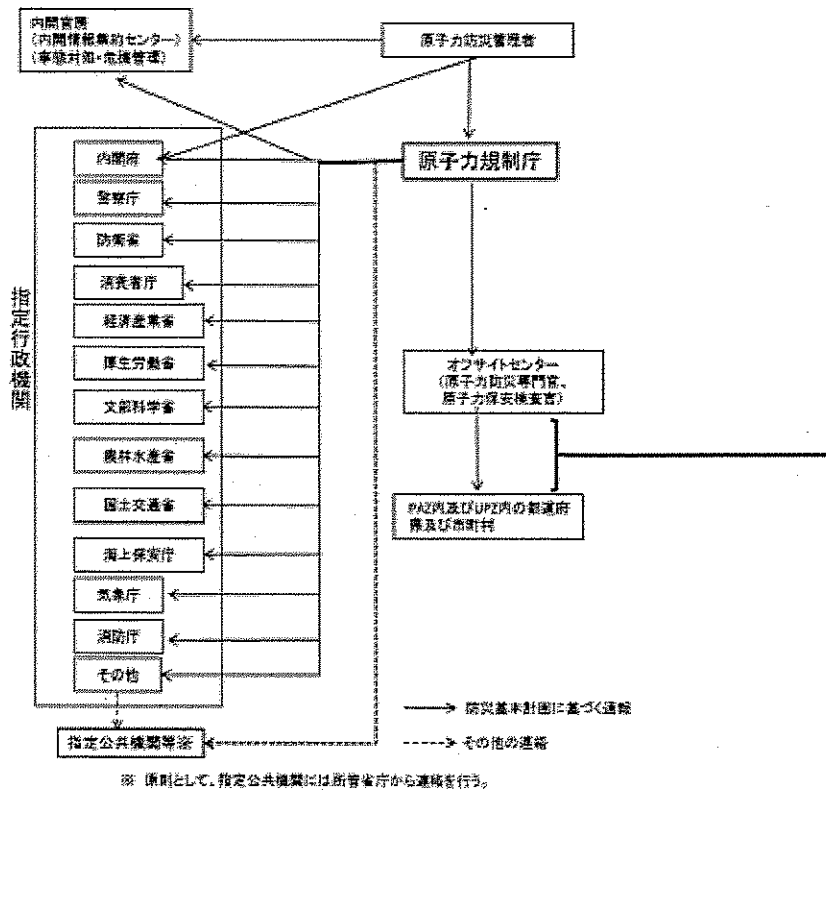
◎ 基本となる指揮命令の流れ



◎ 報道機関向け資料提供の流れ



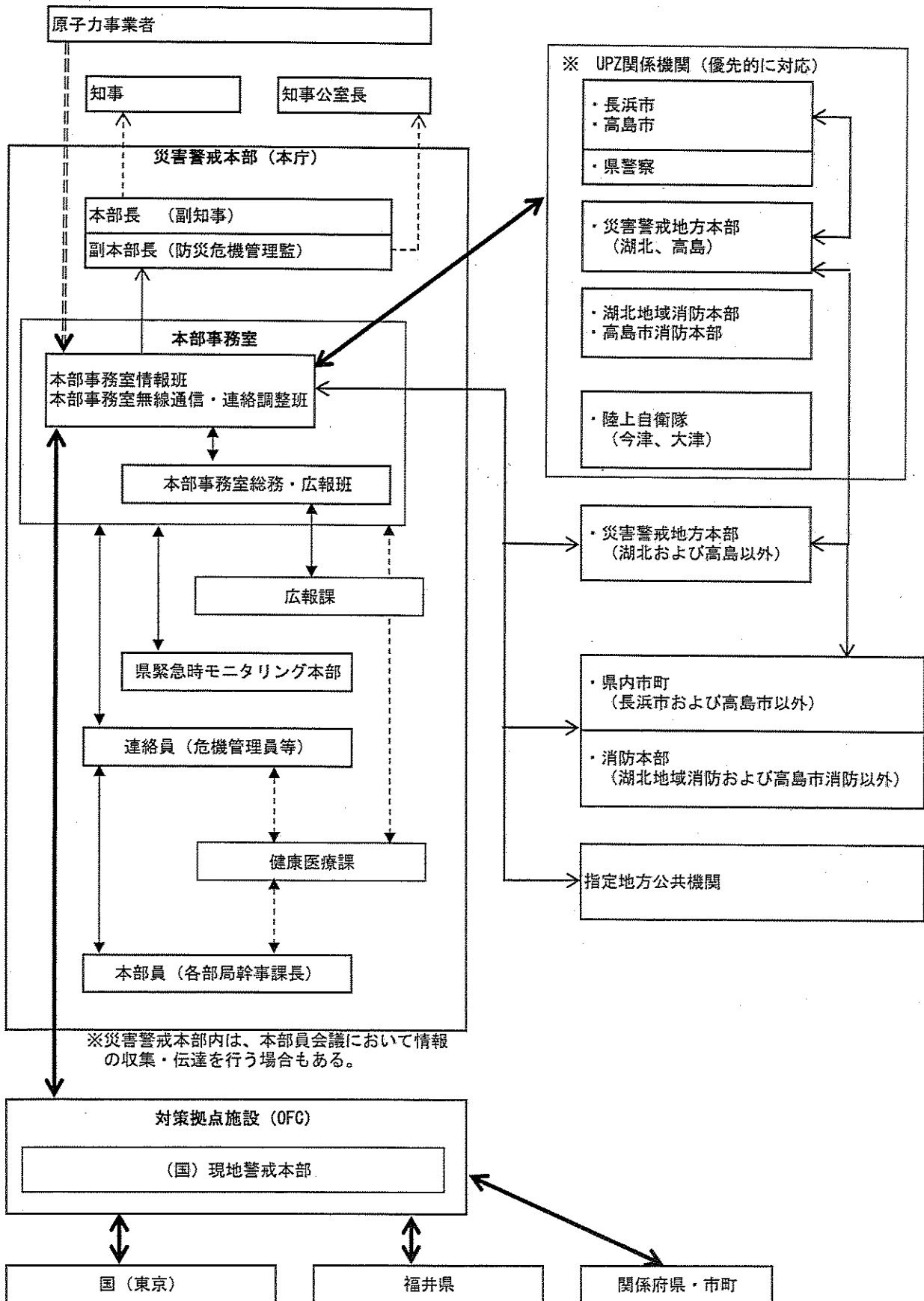
情報収集事態時および警戒事態時の情報伝達の流れ



- 原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置について、FAXまたはメールにより通知が行われる。
- ※ 警戒事態の場合は、FAXまたはメールに加えて電話連絡が行われる。また、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請が行われる。
- 原子力規制庁等から連絡を受けたNアラート等の広報資料について、FAXまたはメールにより送付される。
- ※ Nアラートについては、事態発生から30分程度目途に第一報。その後、基本的には30分間隔でNアラートが配信される。
- また、事業者からの情報等を集約した「原子力規制委員会事故警戒本部報」について、情報提供される。
- ※ 被災状況により、原子力規制庁(宿日直)からFAXにより通知されることもある。

県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<災害警戒本部設置後>

【 警戒事態 】



■災害警戒本部

〔警戒事態【フェーズ2】から災害対策本部設置まで〕

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営
副知事 (本部長)	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災危機管理局から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、速やかに登庁 ◎本部長として災害警戒本部の活動を掌握、本部員を指揮 ◎災害警戒本部本部員会議を開催、状況を把握し、必要事項を指示 ◎必要に応じて、知事へ状況を報告

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	☆モニタリング
防災危機管理監 (副本部長)	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災危機管理局から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、速やかに登庁 ◎副本部長として本部長を補佐（本部長職務代理として活動） ◎事務室から各種連絡・情報に係る報告を受け、必要に応じ本部長等へ伝達 ◎災害警戒地方本部長と連絡調整 ◎災害警戒本部本部員会議に参画 ◎本部長の指示により知事へ状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ☆防災危機管理局から報告を受け、県緊急時モニタリング本部設置を指示 ☆県緊急時モニタリング本部長として県緊急時モニタリング本部の活動を掌握、要員を指揮 ☆災害警戒本部本部員会議に出席し、求めに応じてモニタリング結果等を会議にて報告 ☆県内モニタリング結果に係る報告を受け、必要に応じ本部長等へ伝達

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営
各部署幹事課長 (本部員)	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ◎勤務時間外においては、連絡員から連絡を受け、速やかに登庁 ◎連絡員を通じ事務室から各種連絡や情報提供を受け、必要に応じ当該部署の部長・次長等へ伝達 ◎災害警戒本部本部員会議に参画

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営
危機管理員および警察本部危機管理担当者 (連絡員)	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ◎宿日直者または当該部署連絡員から連絡を受け、当該部署要員の参集を手配 ◎勤務時間外においては、宿日直者または当該部署連絡員から連絡を受け、速やかに登庁 ◎当該部署内の連絡調整 ◎災害警戒本部事務室と連絡調整 ◎当該部署の本部員を補佐

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	☆モニタリング
防災危機管理局副局長 (災害警戒本部事務室長)	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災危機管理局から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、速やかに登庁 ◎災害警戒本部事務室長として、事務室活動を掌握、要員を指揮 ◎災害警戒本部本部員会議に出席し、全体進行を担当 	<ul style="list-style-type: none"> ☆県緊急時モニタリング本部企画調整班長として要員を指揮 ☆県緊急時モニタリング本部本部長を補佐

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害警戒本部 事務室</p> <p>総務・広報班 ＜原子力防災室 執務室＞</p> <p>事務室各班、 県緊急時モニタリング 本部企画調整班、広報 課と連携</p>	<p>警戒事態</p>	<p>○随時、情報班と連絡調整（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの連絡事項 ・国、福井県からの連絡事項 ・その他収集情報 <p>※1時間ごとに災害警戒本部事務室内の打合せ（班長会議等）を実施するなど、班間の情報共有、意思統一に努める。</p> <p>○随時、総務・広報班において取り扱った全書類を整理し、ファイリング</p>	<p>◎災害警戒本部を設置（原則自動設置）</p> <p>◎要員参集（確保）</p> <p>◎活動体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCおよびLANケーブル、文書整理箱等活動資材配備 <p>◎災害警戒本部要員（全体）の参集状況確認・整理、事務室長へ報告</p> <p>◎第1回本部員会議開催（開催時刻、協議内容等）を事務室長、防災危機管理監と協議</p> <p>→防災危機管理監は、本部長等へ災害警戒本部設置を報告、第1回本部員会議開催を協議、決定</p> <p>※開催時刻は警戒事態該当に係る第1報受信後、1時間後を目途（本部員等参集必要時間を考慮）に検討</p> <p>◎必要に応じ、原子力事業者に対し、本部員会議への出席および状況説明を要請</p> <p>◎必要に応じ、自衛隊等関係機関へ連絡員の派遣を要請</p> <p>◎災害警戒地方本部事務室と連絡調整（本部要員参集状況、本部員会議開催予定等）</p> <p>◎第1回本部員会議配付資料を調製（事務室長決裁後、印刷・セット）</p> <p>【資料（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・原子力事業者、国等からの通報・連絡に係る文書等 <p>→災害警戒地方本部事務室へ送付</p> <p>◎第1回本部員会議会場を設営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部員プレート設置 ・TV会議システムその他機器起動 ・配付資料セット ・受付机設置（本部員出欠確認、報道機関受付） 	<p>□随時、広報課と連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表資料提供 <p>※情報班および県緊急時モニタリング本部作成分について総務・広報班を通じて広報課へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSによる発信文 ・県ホームページへの情報の掲載 <p>□随時、報道機関および県民等からの問合せに対応</p> <p>※状況によって専用番号を指定</p> <p>□報道発表資料を調製（事務室長決裁後、広報課へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置 ・第1回災害警戒本部本部員会議開催案内 <p>→県ホームページへ掲載</p> <p>→庁内各部署、災害警戒地方本部事務室へ送付</p> <p>→関係機関へ送付</p>	<p>☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内モニタリング結果

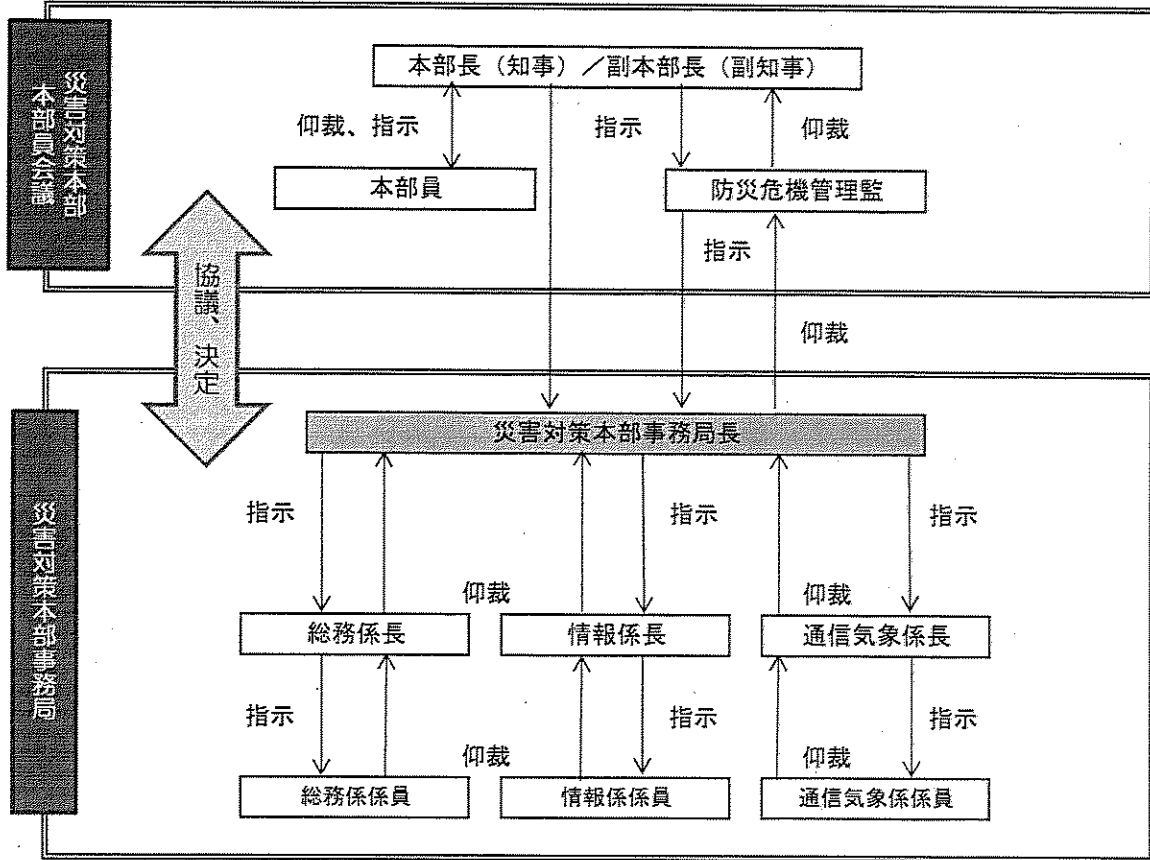
担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害警戒本部 事務室</p> <p>総務・広報班 ＜原子力防災室 執務室＞</p> <hr/> <p>事務室各班、 県緊急時モ ニタリング 本部企画調 整班、広報 課と連携</p>	<p>警戒事態</p> <hr/> <p>緊急設 事敷 態地</p>		<p>◎第1回本部員会議を 開催（運営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関受付およ び案内 ・関係機関連絡員等 受付および案内 ・TV会議システムそ の他機器操作 ・総務・広報班長 は、求めに応じて 要員参集状況等を 会議にて報告 <p>◎第1回本部員会議議 事録を調製</p> <p>◎以降、本部員会議を 事務室長、防災危機 管理監と協議（開催 時刻、協議内容等） の上開催</p> <p>※開催に係る必要事 項は上記第1回本 部員会議開催に係 る事項を参照</p> <p>→防災危機管理監 は、本部長等と本 部員会議開催を協 議、決定</p> <p>※開催のタイミング は、事態の進捗等 を踏まえ検討（共 有すべき新事項の 発生、県としての 対応を協議すべき 事項の発生などを 考慮）</p> <p>◎活動の長期化に備え て、交代要員等を確 保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローテーション表 を作成（事務室長 決裁後、事務室職 員へ配付） ・要員の食糧を用意 ・休憩、仮眠のため の資材等を用意 <p>◎災害対策本部を設置 （原則自動設置）</p> <p>◎災害対策本部要員を 招集</p>	<p>□報道発表資料を調製 （事務室長決裁後、広 報課へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回災害警戒本部 本部員会議結果 →県ホームページへ掲載 →庁内各部署、災害警戒 地方本部事務室へ送付 →関係機関へ送付 <p>□報道発表資料を調製 （事務室長決裁後、広 報課へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第〇回災害警戒本部 本部員会議開催案内 →県ホームページへ掲載 →庁内各部署、災害警戒 地方本部事務室へ送付 →関係機関へ送付 <p>□報道発表資料を調製 （事務室長決裁後、広 報課へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第〇回災害警戒本部 本部員会議結果 →県ホームページへ掲載 →庁内各部署、災害警戒 地方本部事務室へ送付 →関係機関へ送付 	

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害警戒本部 事務室</p> <p>情報班 無線通信・連絡調整班 <原子力防災室執務室></p> <p>事務室総務・広報班、 県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>警戒事態</p>	<p>○要員参集（確保） →総務・広報班へ参集状況を報告</p> <p>○活動体制を整備 ・PCおよびLANケーブル、文書整理箱等活動資材配備</p> <p>○情報収集体制を整備 ・通信機器の稼働を確認 【主な通信機器】 →斉指令装置、防災情報システム、防災電話・FAX、IP-電話・FAX、NTT電話、TV会議システム、ノートPC</p> <p>・県内地図、原子力施設の内部図（必要に応じて原子力事業者に提供を要請）等を準備</p> <p>・ホワイトボード等を配置し、収集すべき情報の項目を整理</p> <p>・防災情報システムに必要事項を入力し、システムによる関係機関からの情報収集を準備</p> <p>○各種連絡を受信、内容を確認および情報を収集 ※併せて緊急連絡網を確認 ・原子力事業者からの連絡事項 ・国、福井県からの連絡事項 ・原子力規制事務所（原子力防災専門官）および原子力事業者から現地情報を収集 →事務室長、防災危機管理監へ報告 →総務・広報班、県緊急時モニタリング本部企画調整班、庁内各部署（特に、健康医療課）と情報共有 →県内関係機関へ伝達</p> <div data-bbox="393 1493 682 2046" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>情報収集・連絡時留意点 発災当初は混乱が予想され、電話では正確に伝わらない可能性が高い。また、「連絡した」「連絡を受けていない」と紛議になることもありうるので、電話の場合、①相手機関の対応者、②連絡時間、③連絡内容を必ず記録すること。 時間に余裕がある場合は、FAXやメールなど文書によるやりとりを考慮すること。 併せて、当該機関に情報が既に入っていれば情報収集し、情報が入っていなければ情報収集依頼と情報が入った時の連絡依頼をしておく。</p> </div>	<p>◎災害警戒本部を設置（原則自動設置）</p> <p>◎随時、各種情報（事態の状況）について館内放送を実施</p> <p>◎情報班長は、本部員会議に出席し、求めに応じて事態の状況等を会議にて報告</p> <div data-bbox="691 1161 901 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【収集情報例】 事故等の種類、原因および状況、死傷者等の有無および負傷の程度、被ばくまたは汚染の有無、事故等の拡大の可能性、空間放射線量率の測定結果、現在講じている措置の概要、その他参考となる事項等</p> </div>	<p>□状況に応じて、報道発表資料を調製（事務室長決裁後、総務・広報班を通じて広報課へ提出） ・事態の状況 →県ホームページへ掲載 →庁内各部署、災害警戒地方本部事務室へ送付 →関係機関へ送付</p> <p>□状況に応じて、しらしがメールにより情報を発信</p>	<p>☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整（情報共有） ・県内モニタリング結果</p>

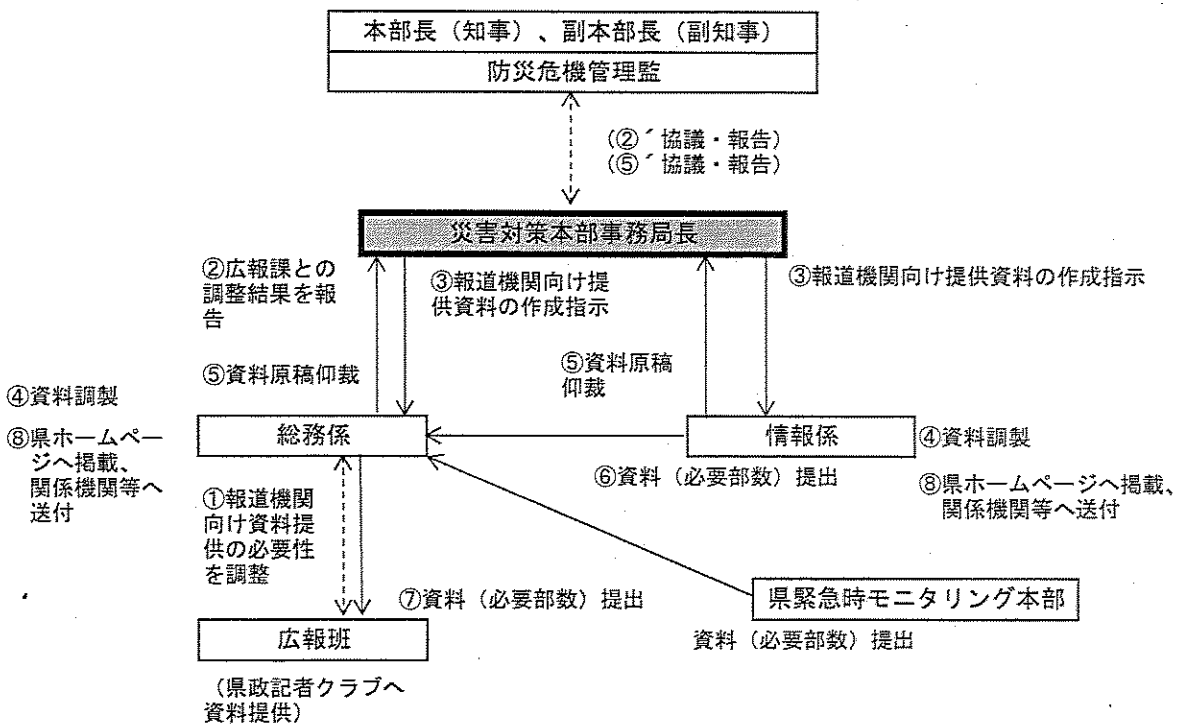
担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害警戒本部 事務局</p> <p>情報班 無線通信・連絡 調整班 ＜原子力防災室 執務室＞</p> <p>事務室総 務・広報班、 県緊急時モ ニタリング 本部企画調 整班と連携</p>	警戒事態	<p>情報収集・連絡時留意点 なお、電話の場合、分担して架電することになるので、以下の事項に注意すべき。 ①二重、三重に連絡するのを避ける。 ②聞くことを整理しておく。 ③必ず1つ以上の電話機を空けておく（相手方からの返信を受信）。</p> <p>○各種連絡事項および収集情報等を整理し、時系列表を作成</p>			
	緊急事態	<p>○随時、情報班、無線通信・連絡調整班において取り扱った全書類を整理し、時系列表に沿ってファイリング</p>	<p>◎災害対策本部を設置（原則自動設置）</p> <p>◎災害対策本部要員を招集</p>		

■ 災害対策本部
[施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降]

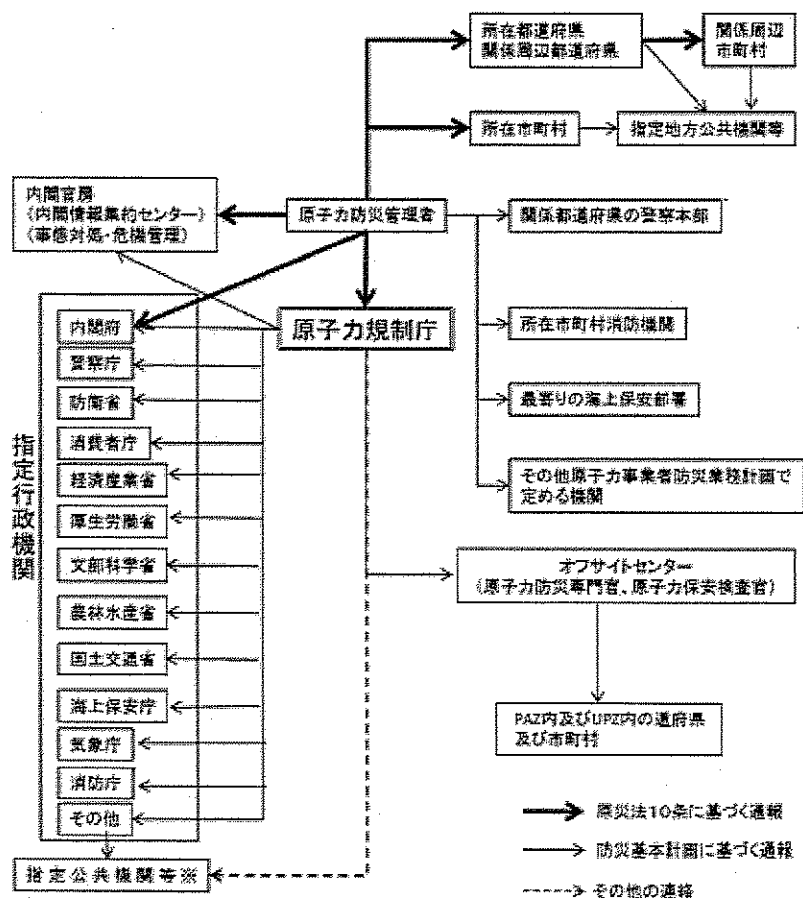
◎ 基本となる指揮命令の流れ



◎ 報道機関向け資料提供の流れ



施設敷地緊急事態時の情報伝達の流れ

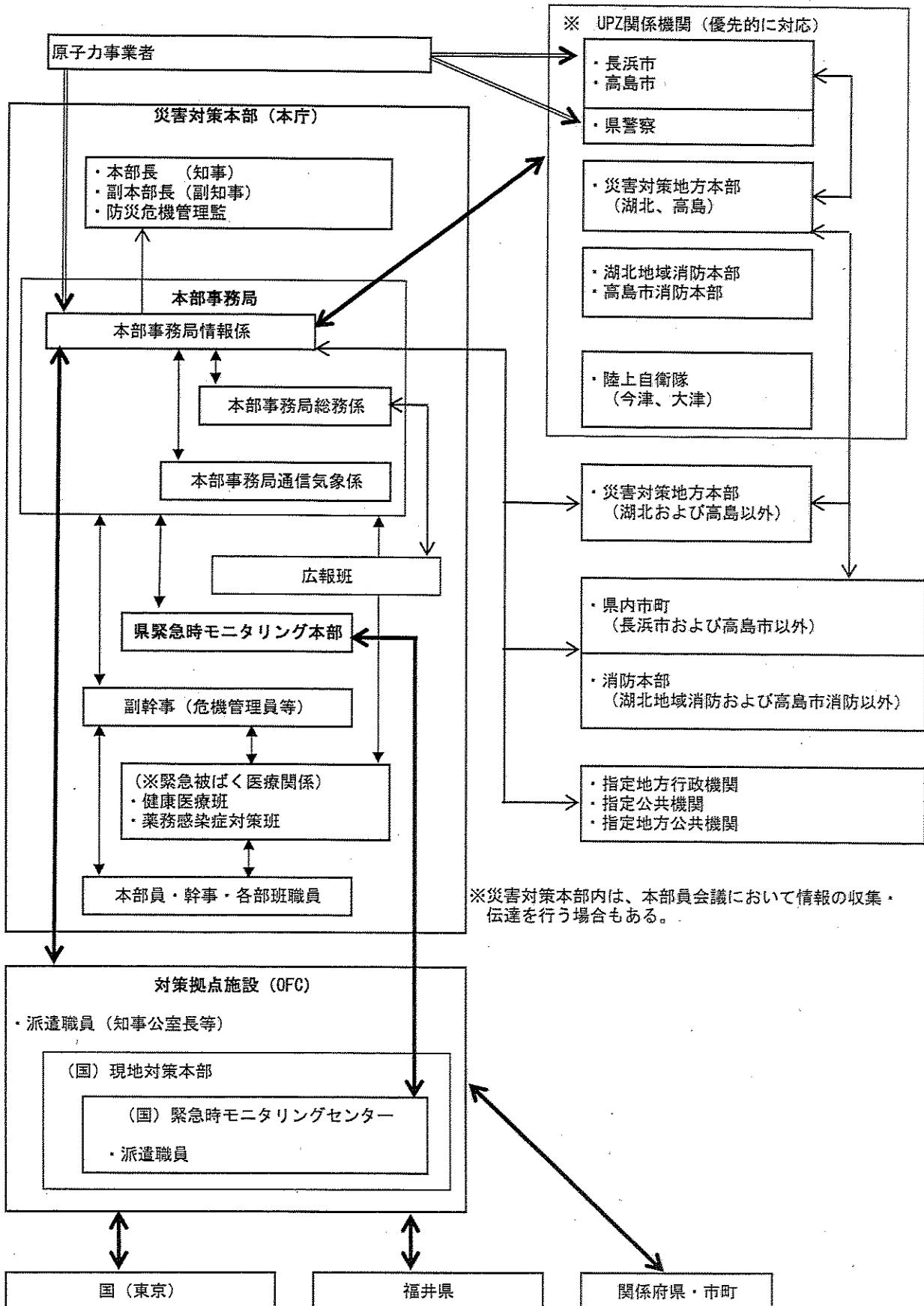


※ (独)日本原子力研究開発機構、(公財)原子力技術安全センター、(独)放射線医学総合研究所、広島大学、(公財)日本分析センター等。原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<災害対策本部設置後>

【 施設敷地緊急事態 】

【 全面緊急事態 】



2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

■災害対策本部

【施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降】

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	◇防護措置
知事 (本部長)	施設敷地緊急事態	◎防災危機管理局（秘書課）から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、速やかに登庁 ◎本部長として災害対策本部の活動を掌握、本部員を指揮	□県民への呼びかけ文の作成、発信を指示	◇国からの要請事項等に対する対応を検討、決定 【想定される要請事項等（対UPZ（30km圏）内地区）】 ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡 →防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示
	全面緊急事態	◎OFC派遣職員（知事公室長）から報告を受け、現地状況を把握 ◎災害対策本部本部員会議を開催、各部の対応状況を把握、必要事項を指示 ◎必要に応じて、関係市町長と連絡調整	□必要に応じて、記者会見に出席。メディアを通じ県民へ呼びかけ	◇国からの指示案に対する回答（対応）を検討、決定 【想定される指示内容（対UPZ（30km圏）内地区）】 ・屋内退避指示 ・避難（一時移転）準備指示 ・安定ヨウ素剤服用準備指示 →防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示
	○（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）			◇国からの指示案に対する回答（対応）を検討、決定 【想定される指示内容】 （対OIL1またはOIL2基準値超過地区） ・避難（一時移転）指示 ・地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用指示 （対UPZ（30km圏）内地区） ・屋内退避指示（継続） （対OIL6基準値超過飲食物） ・当該飲食物の摂取制限指示 →防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示 ◇その他県独自の防護措置の実施について検討、決定 →防災危機管理監および関係部長へ当該防護措置の実施を指示 ◇必要に応じ、専門的支援の要請を検討、決定 →防災危機管理監へ要請実施を指示 ◇必要に応じ、緊急消防援助隊、警察災害派遣等の応援の要請を検討、決定 →防災危機管理監へ要請実施を指示 ◇必要に応じ、自衛隊への災害派遣要請を検討、決定（市町からの要請または県独自判断） →防災危機管理監へ要請実施を指示

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	◇防護措置
副知事 (副本部長)	施設敷地緊急事態	◎防災危機管理局（秘書課）から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、速やかに登庁		
	全面緊急事態	◎副本部長として本部長を補佐（本部長職務代理として活動） ◎災害対策本部本部員会議に参画		◇防護措置の検討・決定、実施について本部長を補佐

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	◇防護措置
知事公室長 (本部員)	施設 敷地 緊急 事態	◎防災危機管理局から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示		◇オフサイトセンターへ移動 ◇現地事故対策連絡会議へ出席
	全面 緊急 事態	◎現地の状況を本部長（副本部長）へ報告 ・現地事故対策連絡会議の結果 ・原子力災害合同対策協議会の結果 ・国、福井県その他の関係者からの情報など		◇原子力災害合同対策協議会へ出席 ◇国関係者と防護措置を検討・調整

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	☆モニタリング	◇防護措置
防災危機管理監 (本部員)	緊急 施設 敷地	◎防災危機管理局から報告を受け、状況を把握し、必要事項を指示	☆防災危機管理局から報告を受け、県緊急時モニタリング本部設置を指示	
	全面 緊急 事態	◎勤務時間外においては、速やかに登庁 ◎地方本部長と連絡調整 ◎本部員会議に参画、本部長、副本部長を補佐	☆県緊急時モニタリング本部長として県緊急時モニタリング本部の活動を掌握、要員を指揮 ☆災害対策本部本部員会議に出席し、求めに応じてモニタリング結果等を会議にて報告 ☆県内モニタリング結果に係る報告を受け、必要に応じ災害対策本部本部長等へ伝達	◇各防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐 ◇本部長からの指示に基づき防護措置を実施

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	◇防護措置
各部局長 (本部員)	緊急 施設 敷地	◎当該部局の連絡員から連絡を受け、状況を把握し、当該部局に係る必要事項を指示		
	全面 緊急 事態	◎勤務時間外においては、連絡員から連絡を受け、速やかに登庁 ◎本部員会議に参画 ◎当該部局の活動を掌握し、当該部局職員を指揮		◇当該部局に係る各防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐 ◇本部長からの指示に基づき、当該部局に係る防護措置を実施

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	◇防護措置
各部署幹事課長 (幹事)	緊急 施設 事 態 地	◎当該部署の連絡員から連絡を受け、状況を把握、当該部署に係る必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、連絡員から連絡を受け、速やかに登庁		◇当該部署に係る各防護措置の実施について当該部署の本部員を補佐
	全面 緊急 事 態	◎本部員会議に同席し、当該部署の本部員を補佐		

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	◇防護措置
危機管理員および警察本部危機管理担当者 (副幹事)	緊急 施設 事 態 地	◎宿日直者または当該部署連絡員から連絡を受け、当該部署要員の参集を手配 ◎勤務時間外においては、宿日直者または当該部署連絡員から連絡を受け、速やかに登庁		◇当該部署に係る各防護措置の実施について、幹事とともに当該部署の本部員を補佐
	全面 緊急 事 態	◎当該部署内の連絡調整 ◎災害対策本部事務局と連絡調整		

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	☆モニタリング	◇防護措置
防災危機管理局 副局長 (事務局長)	緊急 施設 事 態 地	◎防災危機管理局から報告を受け、状況を把握、必要事項を指示 ◎勤務時間外においては、速やかに登庁		◇各防護措置の実施について本部長、副本部長を補佐 ◇本部長からの指示に基づき防護措置を実施
	全面 緊急 事 態	◎災害対策本部事務局長として、事務局活動を掌握、要員を指揮 ◎災害対策本部本部員会議に出席し、全体進行を担当	☆県緊急時モニタリング本部企画調整班長として要員を指揮 ☆県緊急時モニタリング本部長を補佐	

■災害対策本部

【施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降】

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<p>災害対策本部事務局</p> <p>総務係 ＜原子力防災室執務室＞</p> <p>事務局各係、対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員）、広報班、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>施設敷地緊急事態</p>	<p>○随時、情報係およびOFC派遣職員と連絡調整（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの通報連絡事項 ・国、福井県からの連絡事項 ・OFCにおける情報（特に現地事故対策連絡会議または原子力合同対策協議会に係る情報） <p>○情報係を通じて、国からの要請事項等に係る文書を受領</p> <p>※1時間ごとに災害対策本部事務局内の打合せ（係長会議等）を実施するなど、係間の情報共有、意思統一に努める。</p> <p>○随時、総務係において取り扱った全書類を整理し、ファイリング</p>	<p>◎災害対策本部を設置（原則自動設置）</p> <p>◎要員参集（確保）</p> <p>◎活動体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCおよびLANケーブル、文書整理箱等活動資材配備 <p>◎災害対策本部要員（全体）の参集状況確認・整理、事務局長へ報告</p> <p>◎第1回本部員会議開催（開催時刻、協議内容等）を事務局長、防災危機管理監と協議</p> <p>→防災危機管理監は、本部長等へ災害対策本部設置を報告、第1回本部員会議開催を協議、決定</p> <p>※開催時刻は10条通報または15条報告受信後、1時間後を目途（本部員等参集必要時間を考慮）に検討</p> <p>※併せて、OFCでの（国）現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会の開催時刻および議題を考慮</p> <p>◎原子力事業者に対し、本部員会議への出席および状況説明を要請</p> <p>◎自衛隊等関係機関へ連絡員の派遣を要請</p> <p>◎OFC派遣職員、地方本部事務局と連絡調整（本部要員参集状況、本部員会議開催予定等）</p> <p>◎第1回本部員会議配付資料を調製（事務局長決裁後、印刷・セット）</p> <p>【資料（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・原子力事業者、国等からの通報・連絡に係る文書等 ・防護措置に係る文書等 ・県民への呼びかけ文 <p>→OFC派遣職員、地方本部事務局へ送付</p>	<p>□随時、広報班と連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表資料提供 <p>※情報係および県緊急時モニタリング本部作成成分について総務係を通じて広報班へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者会見開催 ・SNSによる発信文 ・県ホームページへの情報の掲載 <p>□広報班と連携し、問合せ専用窓口を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問合せ専用電話番号指定 ・問合せ対応担当者を配置 <p>※可能な限り外国語のできる職員を確保</p> <p>→問合せ専用窓口を報道発表資料提供、県ホームページ等で公表</p> <p>□報道発表資料を調製（事務局長決裁後、広報班へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・第1回災害対策本部本部員会議開催案内 <p>→県ホームページへ掲載</p> <p>→災害対策本部各班、OFC派遣職員、災害対策地方本部事務局へ送付</p> <p>→関係機関へ送付</p>	<p>☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内モニタリング結果 	<p>◇オフサイトセンターへ職員を派遣</p> <p>◇国からの要請事項等について、事務局長、防災危機管理監と対応協議【想定される要請事項等（対UPZ（30km圏）内地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡 <p>◇国からの要請事項等について、関係機関（特に、長浜市、高島市）と連絡調整</p> <p>→防災危機管理監は、本部長等と協議、対応決定</p> <p>◇国からの要請事項等に対する県の対応をOFC派遣職員を通じて国へ報告</p> <p>◇国からの要請事項等に対する県の対応を関係機関へ連絡</p>

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<p>災害対策本部 事務局</p> <p>総務係 ＜原子力防災室 執務室＞</p> <p>事務局各係、 対策拠点施設（オフサイ トセンター）派遣 職員（OFC派 遣職員）、 広報班、県 緊急時モニ タリング本 部企画調整 班と連携</p>	<p>緊急事 態地</p>		<p>◎第1回本部員会議会 場を設営 ・本部員プレート設 置 ・TV会議システムそ の他機器起動 ・配付資料セット ・受付机設置（本部 員出欠確認、報道 機関受付）</p>			
	<p>全 面 緊 急 事 態</p>	<p>○情報係を通じて、国 からの指示案に係る 文書を受領</p> <p>※1時間ごとに災 害対策本部事務局 内の打合せ（係長 会議等）を実施す るなど、係間の情 報共有、意思統一 に努める。</p> <p>○随時、総務係におい て取り扱った全書類 を整理し、ファイリ ング</p>	<p>◎第1回本部員会議を 開催（運営） ・報道機関受付およ び案内 ・関係機関連絡員等 受付および案内 ・TV会議システムそ の他機器操作 ・総務係長は、求め に応じて要員参集 状況等を会議にて 報告</p> <p>◎第1回本部員会議議 事録を調製</p> <p>◎以降、本部員会議を 事務局長、防災危機 管理監と協議（開催 時刻、協議内容等） の上開催 ※開催に係る必要事 項は上記第1回本 部員会議開催に係 る事項を参照</p> <p>→防災危機管理監 は、本部長等と本 部員会議開催を協 議、決定</p> <p>※開催のタイミング は、事態の進捗や 県内の緊急時モニ タリング結果等を 踏まえ検討（共有 すべき新事項の発 生、県としての対 応を協議すべき事 項の発生などを考 慮）</p> <p>※併せて、OFCでの （国）現地事故対 策連絡会議または 原子力災害合同対 策協議会の開催時 刻および議題を考 慮</p>	<p>□報道発表資料を調製 （事務局長決裁後、 広報班へ提出） ・第1回災害対策本 部本部員会議結果 →県ホームページへ 掲載 →災害対策本部各 班、OFC派遣職員、 災害対策地方本部 事務局へ送付 →関係機関へ送付</p> <p>□必要に応じて、記者 会見を開催（運営） （広報班長による記 者説明） ・総務係長は同席し 広報班長を補佐</p>	<p>☆モニタリング</p>	<p>◇国からの指示案につ いて、事務局長、防 災危機管理監と対応 協議 【想定される指示内 容（対UPZ（30km 圏）内地区）】 ・屋内退避指示 ・避難（一時移転） 準備指示 ・安定ヨウ素剤服用 準備指示 ※避難（一時移転） 準備については健 康医療班と要協 議、安定ヨウ素剤 服用準備につい ては健康医療班お よび薬務感染症対 策班と要協議</p> <p>◇国からの指示案につ いて、関係機関（特 に、長浜市、高島 市）と連絡調整 →防災危機管理監 は、本部長等と協 議、対応決定</p> <p>◇国からの指示案に対 する県の意見をOFC 派遣職員を通じて国 へ回答</p> <p>◇防護措置に係る決定 事項を災害対策本部 各班および関係機関 へ伝達（情報共有）</p> <p>◇国からの指示に基づ くUPZ内屋内退避に 係る連絡調整</p> <p>◇避難（一時移転）実 施準備に係る連絡調 整 ・避難先の調整 ・避難手段の調整 ・避難経路の調整 ・避難中継所の調整 など ※詳細は、「広域避 難実施要領」によ る。</p> <p>◇安定ヨウ素剤配布準 備に係る連絡調整 ※詳細は、「広域避 難実施要領」によ る。</p>

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<p>災害対策本部事務局</p> <p>総務係 ＜原子力防災室執務室＞</p> <p>事務局各係、対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFG派遣職員）、広報班、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携。</p>	<p>（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）</p>	<p>○情報係を通じて、国からの指示案に係る文書を受領</p> <p>※1時間ごとに災害対策本部事務局内の打合せ（係長会議等）を実施するなど、係間の情報共有、意思統一に努める。</p> <p>○随時、総務係において取り扱った全書類を整理し、ファイリング</p>	<p>◎活動の長期化に備えて、交代委員等を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローテーション表を作成（事務局長決裁後、事務局職員へ配付） ・要員の食糧を用意 ・休憩、仮眠のための資材等を用意 	<p>□報道発表資料を調製（事務局長決裁後、広報班へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第○回災害対策本部本部員会議開催案内 →県ホームページへ掲載 →災害対策本部各班、OFG派遣職員、災害対策地方本部事務局へ送付 →関係機関へ送付 <p>□報道発表資料を調製（事務局長決裁後、広報班へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第○回災害対策本部本部員会議結果 →県ホームページへ掲載 →災害対策本部各班、OFG派遣職員、災害対策地方本部事務局へ送付 →関係機関へ送付 <p>□必要に応じて、記者会見を開催（運営）（広報班長による記者説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務係長は同席し広報班長を補佐 		<p>◇国からの指示案について、事務局長、防災危機管理監と対応協議</p> <p>【想定される指示内容】</p> <p>（対OIL1またはOIL2基準値超過地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難（一時移転）指示 ・地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用指示（対UPZ（30km圏）内地区） ・屋内退避指示（継続）（対OIL6基準値超過飲食物） ・当該飲食物の摂取制限指示 <p>※避難（一時移転）については健康医療班と要協議、安定ヨウ素剤服用については健康医療班および業務感染症対策班と要協議、地域生産物の出荷制限および飲食物の摂取制限については生活衛生班および農業経営班等と要協議</p> <p>◇国からの指示案について、関係機関（特に、長浜市、高島市）と連絡調整</p> <p>→防災危機管理監は、本部長等と協議、対応決定</p> <p>◇国からの指示案に対する県の意見をOFG派遣職員を通じて国へ回答</p> <p>◇防護措置に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関へ伝達（情報共有）</p> <p>◇避難（一時移転）に係る連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先 ・避難手段 ・避難経路 ・避難中継所の設置（運営） <p>※詳細は、「広域避難実施要領」による。</p> <p>◇地域生産物の出荷制限、摂取制限に係る連絡調整</p> <p>◇安定ヨウ素剤配布に係る連絡調整</p> <p>※詳細は、「広域避難実施要領」による。</p>

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<p>災害対策本部 事務局</p> <p>総務係 ＜原子力防災室 執務室＞</p> <p>事務局各係、 対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員）、広報班、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>（県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過）</p>					<p>◇飲食物摂取制限に係る連絡調整</p> <p>◇必要に応じ、専門的支援を要請 →事務局長、防災危機管理監と協議 →防災危機管理監は、本部長等と協議、決定 →専門的支援を要請</p> <p>◇必要に応じ、警察災害派遣の応援を要請 →事務局長、防災危機管理監と協議 →防災危機管理監は、本部長等と協議、決定 →警察へ応援を要請</p> <p>◇必要に応じ、自衛隊へ災害派遣を要請（市町からの要請または県独自判断）</p> <div data-bbox="1191 940 1387 1360" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[連絡必要事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況および派遣を要する理由 ・ 派遣希望期間 ・ 派遣希望区域、活動内容 ・ 要請責任者の職・氏名 ・ 特殊携行装備または作業の種類 ・ 派遣地への最適経路 ・ 連絡場所、現地責任者の職・氏名 </div> <p>→事務局長、防災危機管理監と協議 →防災危機管理監は、本部長等と協議、決定 →自衛隊（今津駐屯地）へ災害派遣を要請</p> <p>◇要請および応援活動を記録 ・ 要請先 ・ 要請内容 ・ 応援部隊の到着日時、人員 ・ 責任者の氏名、連絡先 ・ 活動期間 ・ 活動結果 ・ 撤収日時</p>

原子力事業者・国からの通報・連絡事項（施設敷地緊急事態以降）例

事象	原子力事業者	国	
		相組設置・会議開催等	関係自治体への連絡資料等
〇〇発電所〇号機にて事故発生			
施設敷地緊急事態該当事象			
	原災法第10条通報		
		東京 東京 現地 現地 現地	原子力規制委員会原子力事故対策本部設置 関係省庁事故対策連絡会議開催 原子力規制委員会原子力事故現地対策本部設置 現地事故対策連絡会議開催 緊急時モニタリングセンター設置
			◎関係地方公共団体の長への要請 対PAZ自治体 ・要避難者の避難実施要請 ・安定ヨウ素剤服用準備要請 ・原子力緊急事態宣言、避難指示発出の見込みに関する事前連絡 対UPZ内自治体 ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡
			◎プレス（施設敷地緊急事態の発生） ◎要請（PAZ要援護者の避難等） ◎連絡様式（OFG：現地本部の設置） ◎連絡様式（OFG：EMCの設置） ◎連絡様式（屋内退避の準備）
			◎事故概要等資料
事故拡大 全面緊急事態該当事象			
	原災法第15条報告		
		東京 現地	原子力災害対策本部設置 原子力災害現地対策本部設置
			◎原子力緊急事態の公示案 ◎関係地方公共団体の長への指示案 ◎原子力緊急事態宣言 ◎関係地方公共団体の長への指示 対PAZ自治体 ・避難指示 ・安定ヨウ素剤服用の指示 対UPZ内自治体 ・屋内退避指示 ・避難、安定ヨウ素剤服用準備指示
			◎閣議関係（次第、原子力緊急事態宣言読み上げ文、指示案、公示案、安定ヨウ素剤の服用指示案）
事故拡大 放射性物質放出開始			
	原災法第25条報告		
		現地	第1回原子力災害合同対策協議会開催
			◎原子力災害対策本部長指示 ◎緊急事態応急対策に関する基本方針（原子力災害対策本部決定） ◎第1回原子力災害合同対策協議会配付資料 ◎第1回原子力災害合同対策協議会議事録
			◎原子力災害対策本部会議（次第、本部設置、基本方針） ◎プレス文（第1報）、プレスQA ◎原子力合同対策協議会関係（次第、会議資料） ◎連絡様式（公示案の決定） ◎原子力合同対策協議会の会議結果
事故拡大 放射性物質放出停止			
	原災法第25条報告		
放射線物質放出停止			
			◎連絡様式（モニタリングポストにおける異常値検出） ◎プレス文（第2報）
県内UPZ圏内一部地域で01L2を超過			
	原災法第25条報告		
			◎原子力緊急事態の公示変更案 ◎関係地方公共団体の長への指示案 ◎関係地方公共団体の長への指示 対滋賀県 ・01L2を超過した地区の一時移転指示および地域生産物の出荷制限・摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用の指示 ・周辺住民の屋内退避指示（継続）
			◎原子力災害対策本部会議（次第、公示案、指示案、基本方針、その他会議資料） ◎安定ヨウ素剤の服用指示案 ◎プレス文（01L2避難）、プレスQA
		現地	第2回原子力災害合同対策協議会
			◎原子力災害対策本部長指示 ◎緊急事態応急対策に関する基本方針（原子力災害対策本部決定）（第2報） ◎第2回原子力災害合同対策協議会配付資料 ◎第2回原子力災害合同対策協議会議事録
	原災法第25条報告		
			◎原子力合同対策協議会関係（次第、会議資料） ◎連絡様式（時間の統一） ◎原子力災害 g 合対協の会議結果
	原災法第25条報告		
			◎事故概要等資料
事態安定			
	原災法第25条報告		

国からの要請・指示に係る文書等

■ 関係地方公共団体の長への要請文（原災法第10条通報受信後）

要請案

〇〇〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(地方公共団体) _____ 様

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 様

原子力災害対策特別措置法第4条第2項に基づき、下記のとおり要請する。

要

(例)

- ・〇〇原子力発電所からP A Z圏内の〇〇市△△地区、××町・△△地区の住民の内、施設敷地緊急事態要請者は避難すること。
- ・〇〇原子力発電所からP A Z圏内の〇〇市△△地区、××町・△△地区の住民の内、施設敷地緊急事態要請者でない者は、避難準備及び安定ヨウ素剤の服用準備を実施すること。
- ・〇〇原子力発電所からU P Z圏内の住民は、屋内退避の準備を実施すること。

■ 原子力緊急事態の公示案（原災法第15条報告受信後）

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	〇〇市、□□町、△△村、・・・等 (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径 〇〇m圏内の海域)(注)
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事態発生日時 発生場所 発生場所の区域状況 放射線等の状況 被害状況 その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(例) ・〇〇原子力発電所からP A Z圏内の〇〇市△△地区、××町・△△地区の住民は直ちに避難するとともに安定ヨウ素剤を服用すること。 ・〇〇原子力発電所からU P Z圏内の住民は屋内退避すること。 ・区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。

、平成〇年〇月〇日〇時〇分

送達の場合は、『陸上輸送の場合、『〇〇県〇〇市〇〇町〇〇』等、
海上輸送の場合、『〇〇県〇〇町〇〇から〇〇度〇〇分〇〇海里のところ』等、
航空輸送の場合、『〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ』
等』
とする。

■ 関係地方公共団体の長への指示案（原災法第15条報告受信後）

指示案

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 名

で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ・〇〇原子力発電所からPAZ圏内の〇〇市△△地区、××町・××地区の住民は直ちに避難するとともに安定ヨウ素剤を服用すること。
- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は圏内避難すること。
- ・〇〇、〇〇区域内の居住者、滞在者その他公社の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意することが必要である。
- ・したがって、住民について、その旨周知されたい。

■ 原子力緊急事態宣言

(案)

原子力緊急事態宣言

〇〇〇(事業所名)において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象が、平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認めるため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

原子力規制委員会の作成した

公示案を読み上げ

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、
海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度の海軍のところ」等、
航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」
等]

とする。

■ 原子力緊急事態の公示変更案

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>緊急事態応急対策を実施すべき区域を下記の区域に変更する。</p> <p>(変更後の実施区域) ○○市、□□町、△△村、・・・等</p> <p>(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径 ○○ m 圏内の海域) (注)</p>
2. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。 ・現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。 <p>(追加事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○地区の住民は圏内逃避すること。

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」等」とする。

■ 関係地方公共団体の長への指示案 (OIL基準値超過)

指示案

○○○○○第○○号
平成○○年○○月○○日

(地方公共団体) _____ 長

原子力災害対策本部長 名

で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○原子力発電所からU P Z 圏内の住民は避難すること。 ・○○原子力発電所からU P Z 圏内の住民は一過期程度内に一時移転すること。
--

■ 安定ヨウ素剤服用の指示

安定ヨウ素剤服用の指示

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇知事 殿
〇〇市長 殿

内閣総理大臣 名
又は
原子力災害対策本部長 名

〇〇〇原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第〇条第〇項(第15条第3項又は第20条第2項)の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すること。

事前配布がなされている場合、服用方法等については、別紙1「安定ヨウ素剤予防服用に当たって(事前配布されている場合)」を参照すること。

事前配布がなされていない場合、服用方法等については、別紙2「安定ヨウ素剤予防服用に当たって(事前配布されていない場合)」を参照すること。

(別紙1)

(別紙1)

安定ヨウ素剤予防服用に当たって(事前配布されている場合)

1. 服用対象者

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意思で服用しない者

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

3. 服用量及び服用方法

以下の表に示す。

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3 [※]	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.6 [※]	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上40歳未満			2丸

[※]薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

(別紙2)

(別紙2)

安定ヨウ素剤の服用に当たって(事前配布されていない場合)

1. 服用対象者

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意思で服用しない者

ただし、事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者等が安定ヨウ素剤を服用した場合は、服用不適項目や慎重投与項目を厳密に把握していないことから、服用後、しばらくの間(30分程度が目安)、服用者の様態を医療関係者、地方公共団体職員や家族等が観察すること。

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

3. 服用量及び服用方法

以下の表に示す。

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.5 [※]	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5 [※]	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上40歳未満			2丸

[※]薬剤師等が避難所等で調製した飲水の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

一時移転の実施方針（案）

1. 対象地区の概況

(1) 対象地区名及びその人口

一時移転の対象市町及び人口は以下のとおり

対象市町		対象人口	うち要援護者数
(福井県及び市町：省略)			
滋賀県	高島市（1地区）	1, 115	(確認中)
	長浜市（1地区）	251	(確認中)
※岐阜県については対象地区なし			

(2) 対象地区の現状

- 対象地区の住民は屋内退避を実施中
- 対象地区の学校・保育所は休校となっている。
- 対象地区は滋賀県警により警戒活動を実施中

2. 実施方針

(1) 一時移転実施に際しての基本的考え方

- 一時移転の対象となる2県〇〇市町△△地区については、一時移転指示とともに準備を行い、準備が整った地区から順次一時移転を開始する。
- ただし、基本的には同心円状の近い地区から順に一時移転させていくこととし、また、地区単位で移転を行うことで渋滞の抑制、混乱の防止を図る。
- 一時移転対象住民のうち、病院・社会福祉施設の避難先は、避難先が確保でき、かつ避難先の受入れ準備、搬送手段の手配準備等の全てが完了した後、順次避難を開始する。
- さらに、医療行為が必要な場合は、受入市町の病院もしくは災害拠点病院に搬送することとし、不測の事態に備え、医師の帯同、避難途中の容体急変時の対応病院の選定などの対応も完了させておく。
- 一時移転の手段は自家用車のほか、バスにより行うこととし、避難退域時検査場所を起点としたピストン輸送も検討する。
- 上記考え方に基づき、対象住民の一時移転を11月26日正午を目処に完了させる。
- 今後の一時移転の進捗状況については、原子力災害対策本部において把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 移動手段の確保状況

- 福井県避難者の避難に用いるバスについては（以下省略）
- 滋賀県避難者の避難に用いるバスについては、滋賀県が滋賀県バス協会等から手

配を完了させており、いつでも避難先地域に入れる状況。

- 福井県避難者の避難に用いるバスについて、避難先が広範となる関係上、一時バス台数が不足することが考えられるため、現在、国土交通省において岐阜県、愛知県バス協会等と協議中。

(3) 一時移転を円滑に行うための対応策

- 富山県警、石川県警、福井県警、岐阜県警、滋賀県警、奈良県警、京都府警、大阪府警が情報共有・連携しながら、
北陸自動車道（米原JCTから福井ICまでの間）の交通規制
国道8号線等の福井県境（敦賀市等）への流入規制
同範囲の規制の円滑を担保するため、更に広範な範囲における交通広報活動を実施中。

(4) 避難退域時検査・除染の準備状況

- 福井県が設定する12箇所、滋賀県が設定する2箇所について、各県福祉担当者、関西電力株式会社職員等及び資機材を配備中。また、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構、関係県放射線技師会、電気事業連合会、陸上自衛隊に派遣要請を行っており、現場付近に到着次第、現地原災本部において配備場所を決定し、追加配備する方針。

(5) 安定ヨウ素剤の準備状況

(省略)

(6) 避難所の開設準備状況

- 福井県美浜町の避難先となる福井県おおい町では開設準備完了。
- 福井県敦賀市の避難先となる奈良県（4市）においては、奈良県職員により開設に向けた受入れ準備作業中。
- 滋賀県長浜市、高浜市の受け入れ先については開設準備完了。

(7) 一時移転に必要な物資・燃料の確保状況

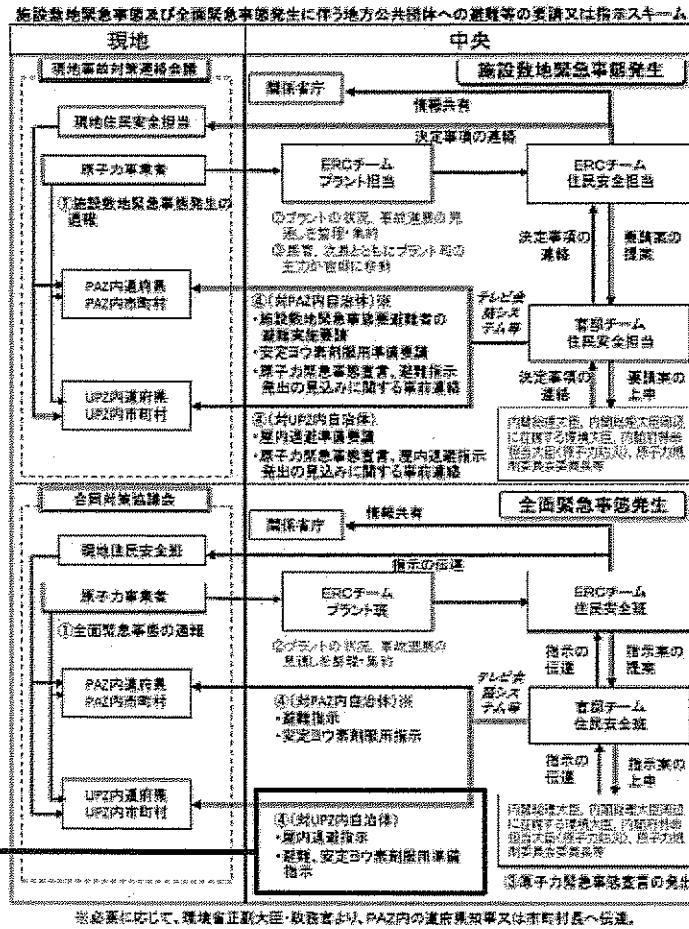
(省略)

(8) 対象地区住民への本方針の周知方法

- 一時移転の指示及び広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - ✓ 一時移転は、一週間程度内に実施することとされており、慌てず行動すること。
 - ✓ 移動することにより、却ってリスクが高まると考えられる住民は、屋内退避を継続し、十分な準備が整った段階で一時移転を開始すること。
 - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り乗り合わせて移動すること。

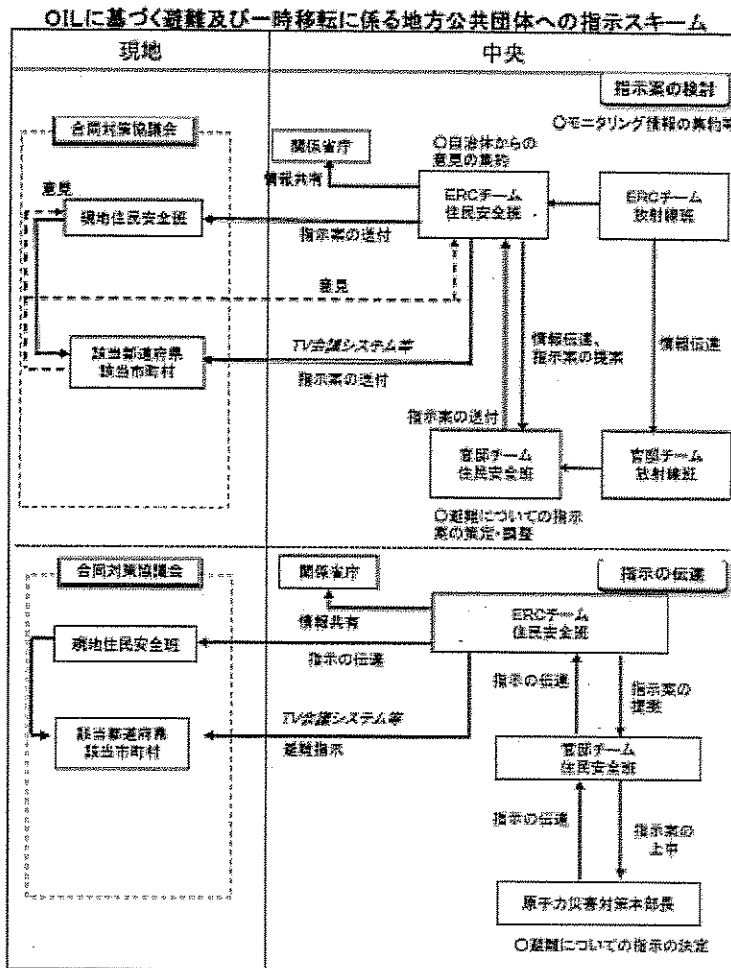
以上

施設敷地緊急事態および全面緊急事態発生に伴う避難等の要請・指示スキーム



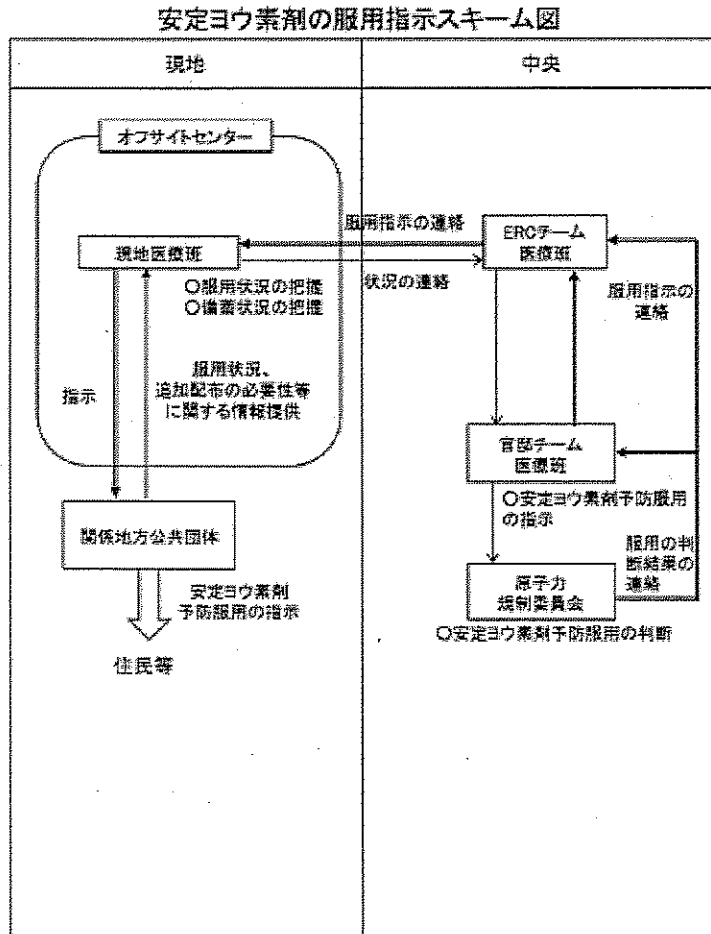
- 原子力緊急事態宣言の発出と同時に、国からUPZ30km内の自治体に対し、屋内退避の実施指示が出される。
- 併せて、国からUPZ内30km内の自治体に対し、原子力災害対策指針による運用上の介入レベル (OIL) に基づく避難や一時移転の防護措置の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等) の実施指示が出される。

OILに基づく避難または一時移転に係る指示スキーム



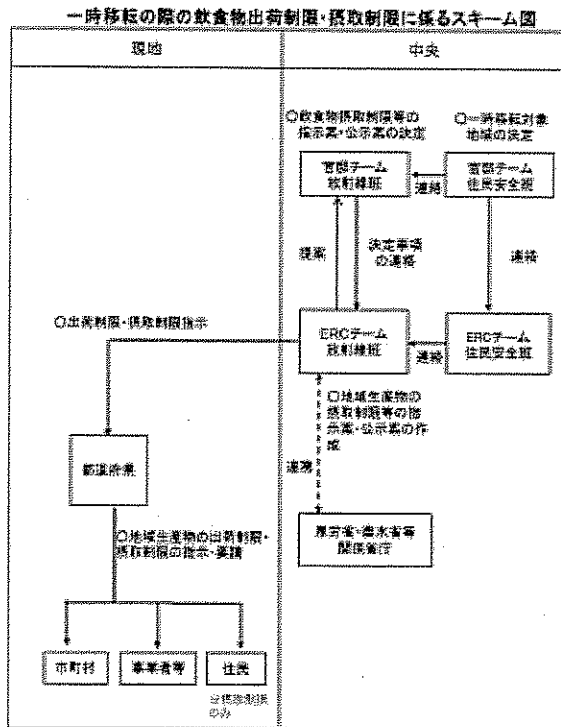
- 放射性物質の外部への放出があった場合、国により、緊急時モニタリングの結果に応じて、OILに基づき、避難または一時移転の指示案が作成される。
- 国から指示案が関係自治体の長へ送付される。指示案を送付された関係自治体の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。
ただし、意見を述べる時間がないときは、この限りでない。
- 国は、関係自治体の長からの意見を集約後、指示内容を決定（原子力災害対策本部長（＝内閣総理大臣）決裁）し、関係自治体へ指示が行われる。
なお、避難については、OILに該当してから数時間内を目途に区域を特定して実施し、一時移転については、OILに該当してから1日以内を目途に区域を特定して、約1週間以内に実施する。

安定ヨウ素剤の服用指示スキーム



- 国からPAZ内の自治体に対しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用が指示される。
- 国からUPZ内の自治体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難または屋内退避と併せて安定ヨウ素剤の服用が指示される。
- 指示内容が決定すると、関係自治体の長に対し、安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等について指示内容が連絡される。

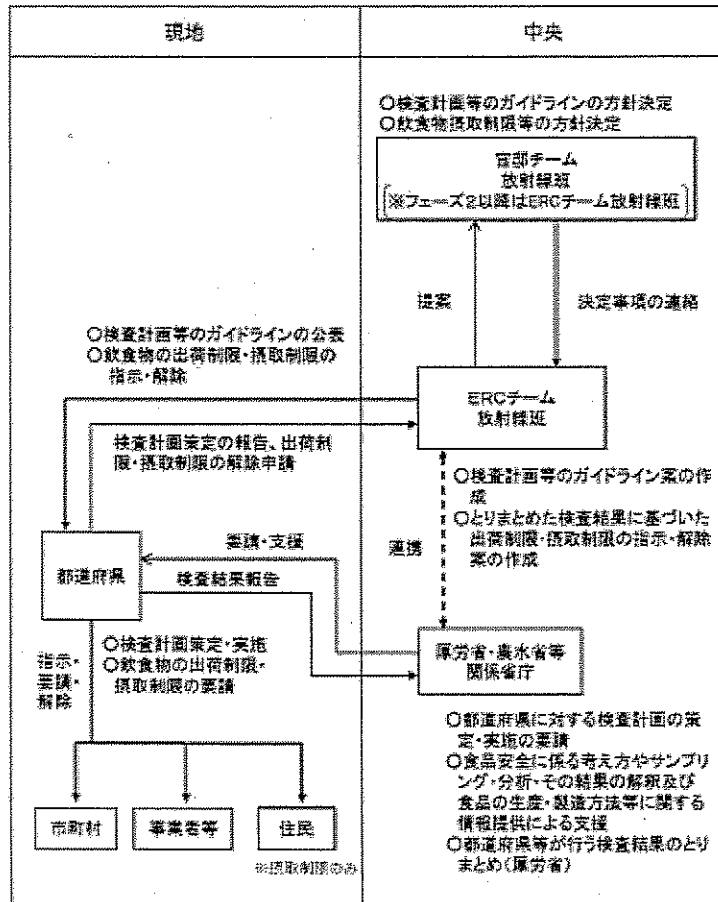
一時移転の際の飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム



○ 国からOILに基づく一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係自治体の長に対し指示が行われる。

飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム

飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図



※「フェーズ2」

： 原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了した段階（初動対応後）

- ① 国による検査計画等のガイドラインの策定および公表
 - 国の原子力災害対策本部により、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果から、OILによる飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」がとりまとめられ、公表される。
- ② 国から関係府県に対する検査計画の策定・実施の指示
 - 厚生労働省、農林水産省その他関係省庁により、関係府県に対し、原子力災害対策本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜水産物を含む。）中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、検査を実施するよう要請が行われる。
- ③ 関係府県における検査計画の策定および検査の実施
 - 関係府県は、国からの要請を受け、検査計画を策定し、検査を実施する。



④ 国から関係府県に対する飲食物の出荷制限・摂取制限の指示

- 厚生労働省により検査計画に基づき関係府県が行う放射性核種濃度の検査の結果がとりまとめられ、公表される。
- 原子力災害対策本部本部長は、検査計画等のガイドラインに従い、厚生労働省がとりまとめた検査結果を基に、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、OILの基準を超える品目について、出荷制限を実施するよう関係府県知事に対し指示・要請する。
OILの基準を大幅に超える品目について、特に高い濃度の放射性物質が含まれるものがあると認められる場合には、摂取制限を指示・要請する。
また、検査計画等のガイドラインで定める解除の要件を満たす場合には、当該自治体からの申請を受けて、出荷制限及び摂取制限を解除する。

長浜市内 防護措置実施単位一覧

……原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）
 ☆ ……防護措置実施の判断を行うに当たり、その測定値を最優先に扱う空間放射線量率地点

実施単位	小学校区名	通学区域（字名）	防護措置実施の判断を行うための空間放射線量率観測地点														
			原子力防災用固定型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	モニタリング車												
1	① 余呉小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	余呉町瀬原	☆余呉局 (余呉町中河内字尻江20-1)	余呉支所 (余呉町中之郷2434)												
			余呉町菅並														
			余呉町寺市														
			余呉町福屋														
			余呉町小谷														
			余呉町田尻														
			余呉町奥川並														
			余呉町椿坂														
			余呉町小原														
			余呉町中河内														
			余呉町尾羽梨														
			余呉町中之郷														
			余呉町上丹生														
			余呉町針川														
			余呉町川並														
			余呉町東野														
			余呉町国安														
			余呉町文室														
			余呉町坂口														
余呉町八戸																	
余呉町下丹生																	
余呉町柳ヶ瀬																	
余呉町下余呉																	
余呉町鷺見																	
余呉町新倉																	
2	② 塩津小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	西浅井町宮掛	☆西浅井局 (西浅井町山門茶屋572-96)	西浅井支所 (西浅井町大浦2590)	西浅井中学校 (西浅井町塩津中312)											
			西浅井町野坂														
			西浅井町塩津中														
			西浅井町祝山														
			西浅井町塩津浜														
			西浅井町島郷														
			西浅井町集福寺														
			西浅井町余														
			西浅井町月出														
			西浅井町横波														
	③ 永原小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	西浅井町大浦			西浅井町中	☆西浅井局 (西浅井町山門茶屋572-96)	西浅井支所 (西浅井町大浦2590)									
						西浅井町小山											
						西浅井町八田郎											
						西浅井町黒山											
						西浅井町山門											
						西浅井町庄											
						西浅井町山田											
						西浅井町菅浦											
						西浅井町菅浦											
3	④ 杉野小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	木之本町音羽	☆杉野小学校 (木之本町杉野489)													
			木之本町杉野														
			木之本町金居原														
			木之本町杉本														
			4				⑤ 高時小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	木之本町石道	☆北部振興局 (木之本町木之本1757-2)	高時小学校 (木之本町石道1079-1)						
									木之本町小山								
									木之本町大見								
									木之本町志福								
									木之本町川谷								
									木之本町赤尾								
									木之本町西山								
							⑥ 伊香具小学校	美浜30km圏内	木之本町赤尾			木之本町大宮	☆北部振興局 (木之本町木之本1757-2)	伊香具小学校 (木之本町大音1114)			
												木之本町飯浦					
												木之本町北布施					
												木之本町山梨子					
												木之本町田居					
												木之本町千田					
							⑦ 木之本小学校	県版UPZ内	木之本町木之本			木之本町田部			☆北部振興局 (木之本町木之本1757-2)	伊香具小学校 (木之本町大音1114)	
												木之本町黒田					
木之本町廣瀬																	
木之本町千田																	
木之本町千田																	
木之本町千田																	

長浜市内 防護措置実施単位一覧

…原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（遊覧県版UPZ）
 ☆ …防護措置実施の判断を行うに当たり、その測定値を最優先に扱う空間放射線量率地点

実施単位	小学校区名	通学区域（学名）	防護措置実施の判断を行うための空間放射線量率観測地点			
			原子力防災用固定型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	モニタリング車	
5	⑧ 富永小学校	県版UPZ内	高月町雨森			富永小学校 (高月町井口160)
			高月町保延寺			
			高月町井口			
			高月町洞戸			
			高月町尾山			
⑨ 七郷小学校	県版UPZ内	高月町磯野			七郷小学校 (高月町唐川1248)	
		高月町東物部				
		高月町唐川				
		高月町布施				
		高月町西物部				
⑩ 古保利小学校	県版UPZ内	高月町東高田			古保利小学校 (高月町西柳野38)	
		高月町片山				
		高月町西柳野				
		高月町熊野				
		高月町栗柳野				
⑪ 高月小学校	県版UPZ内	高月町宇根		☆高月支所 (高月町渡岸寺160)		
		高月町高月				
		高月町落川				
		高月町渡岸寺				
		高月町東阿閉				
⑫ 小谷小学校	県版UPZ内	湖北町伊部			小谷小学校 (湖北町丁野524)	
		湖北町留目				
		小谷上山田町				
		湖北町三保				
		湖北町河毛				
⑬ 速水小学校	県版UPZ内	湖北町高田町			速水小学校 (湖北町速水2561-1)	
		湖北町今町				
		湖北町磯口				
		湖北町小倉				
		湖北町速水				
		湖北町賀				
		湖北町南速水				
		湖北町小今				
		湖北町馬渡				
		湖北町沢				
		湖北町大自市				
		湖北町大安寺				

長浜市内 防護措置実施単位図<滋賀県版UPZ>



メモ欄

高島市内 防護措置実施単位一覧

- …原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）
- ★ …防護措置実施の判断を行うに当たり、その測定値を最優先に扱う空間放射線量率地点

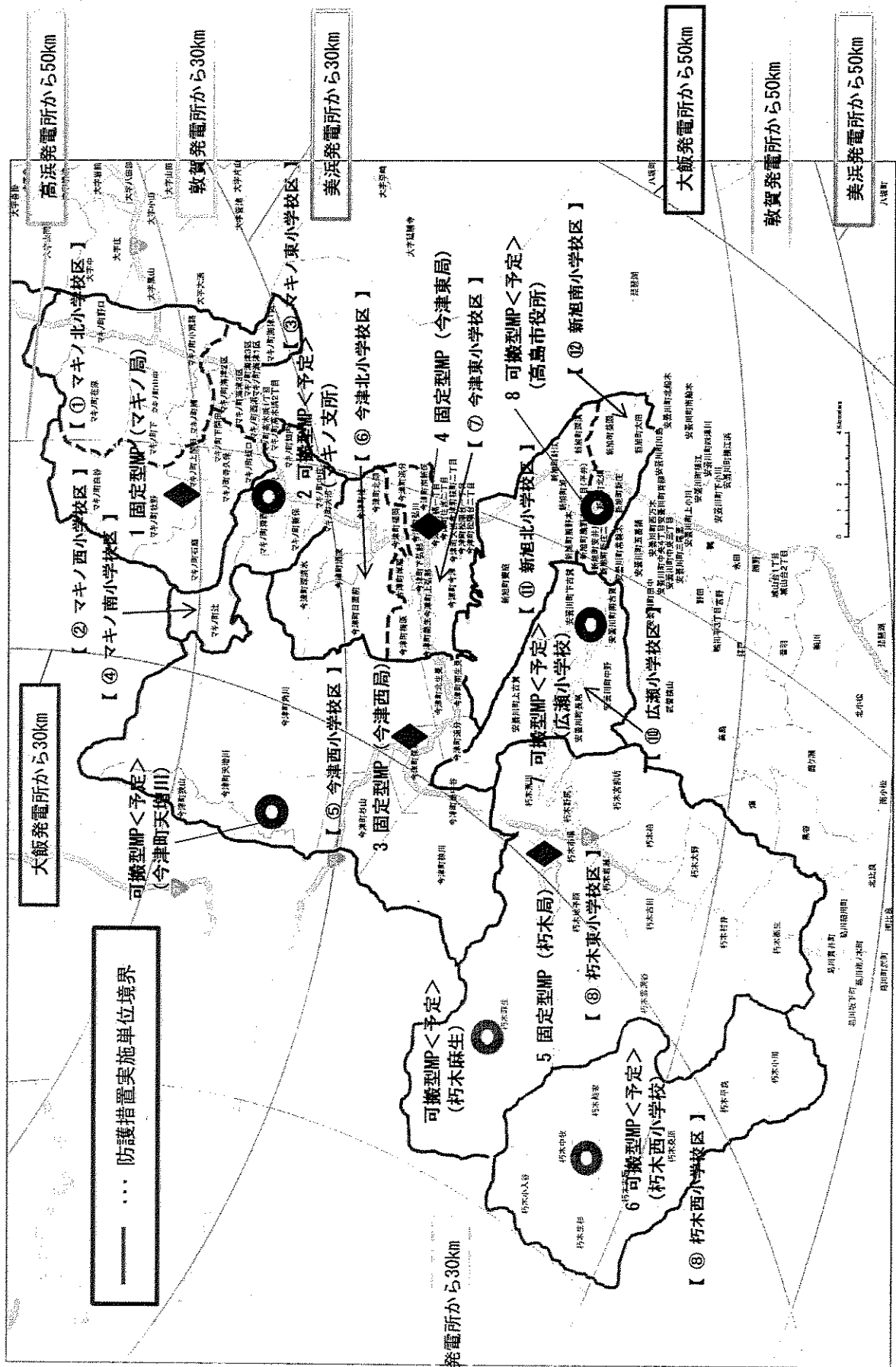
実施単位	小学校区名	通学区域（字名）	防護措置実施の判断を行うための空間放射線量率観測地点						
			原子力防護指定型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	モニタリング車				
1	① マキノ北小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	マキノ町小荒路	★マキノ局 (マキノ町牧野234)		マキノ北小学校 (マキノ町小荒路1046-1)			
			マキノ町野口						
			マキノ町山中						
			マキノ町下						
			マキノ町浦						
	マキノ北小学校 在原分校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	マキノ町在原						
	② マキノ西小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	マキノ町寺久保						
			マキノ町経口						
			マキノ町右庭						
			マキノ町牧野						
			マキノ町白谷						
	③ マキノ東小学校	美浜30km圏内	マキノ町上園田						
マキノ町下園田									
2	④ マキノ南小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内	マキノ町海津	★マキノ支所 (マキノ町沢1410)		マキノ東小学校 (マキノ町海津2384)			
			マキノ町西浜						
			マキノ町高木浜						
			マキノ町辻						
			マキノ町森西						
3	⑤ 今津西小学校	敦賀30km圏内 美浜30km圏内 大飯30km圏内	マキノ町沢						
			マキノ町知内						
			マキノ町新保						
			マキノ町中庄						
			マキノ町大沼						
			今津町南生見	★今津西局 (今津町保坂796-1)	今津町天増川 (今津町天増川)				
			今津町北生見						
			今津町角川						
			今津町保坂						
			今津町途中谷						
今津町杉山									
今津町天増川									
今津町坂川									
4	⑥ 今津北小学校	美浜30km圏内	今津町酒波				★今津東局 (今津町弘川59)		今津北小学校 (今津町日置前100)
			今津町福岡						
			今津町日置前						
			今津町柱						
			今津町北仰						
			今津町深清水						
			今津町浜分のうち						
	今津町弘川								
	⑦ 今津東小学校	県版UPZ内	今津町今津						
			今津町松陽台						
			今津町在吉						
			今津町中沼						
			今津町名小路						
			今津町舟橋						
			今津町接町						
今津町南新保									
今津町大供									
今津町大供大門									
今津町下弘部									
今津町上弘部									
今津町蘭生									
今津町梅原									
今津町摩盛									
今津町浜分のうち 柳家、石田お よび川尻									

高島市内 防護措置実施単位一覧

- ……原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）
 ☆ ……防護措置実施の判断を行うに当たり、その測定値を最優先に扱う空間放射線量率地点

実施 単位	小学校区名		通学区域（字名）	防護措置実施の判断を行うための空間放射線量率観測地点			
				原子力防災用固定型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	モニタリング車	
5	⑧	朽木東小学校	大飯30km圏内	朽木市場 朽木野尻 朽木荒川 朽木麻生 朽木地子原 朽木震洞谷 朽木板生 朽木村井 朽木大野 朽木古川 朽木岩瀬 朽木柏 朽木首前坊	☆朽木局 （朽木市場604）	朽木麻生 （朽木麻生）	
6	⑨	朽木西小学校	大飯30km圏内 高浜30km圏内	朽木能家 朽木小入谷 朽木生杉 朽木中牧 朽木古屋 朽木桑原 朽木平良 朽木小川	☆朽木西小学校 （朽木中牧187）		
7	⑩	広瀬小学校	大飯30km圏内	安曇川町下古賀 安曇川町上古賀 安曇川町長尾 安曇川町中野 安曇川町南古賀 （梅の子を除く 全域） 安曇川町田中 （泰山寺のみ）	☆広瀬小学校 （安曇川町下古賀1182）		
8	⑪	新旭北小学校	県版UPZ内	新旭町饗庭 新旭町熊野本 新旭町旭 新旭町針江 新旭町深溝 新旭町藁園（深 溝のみ）			新旭北小学校 （新旭町饗庭26）
	⑫	新旭南小学校	県版UPZ内	新旭町新庄 新旭町安井川 新旭町北畑 新旭町藁園（深 溝を除く全域） 新旭町太田	☆高島市役所 （新旭町北畑565）		

高島市内 防護措置実施単位数図<滋賀県版UPZ>



専門的支援要請リスト

1 滋賀県原子力防災専門委員への支援要請

- 電話、FAXまたは電子メールにより相談し、助言を得る。
- 県本庁へ来訪いただき、助言を得る。

(五十音順、敬称略)

所属・職名	氏名	専門分野	所在地	連絡先
京都医療科学大学 学長	遠藤 啓吾	放射線医学	京都府	TEL : FAX : E-Mail :
京都大学大学院 工学研究科 准教授	島田 洋子	都市環境工学 (環境リスク工学)	京都府	TEL : FAX : E-Mail :
京都大学 原子炉実験所 准教授	高橋 知之	放射線安全管理工学	大阪府	TEL : FAX : E-Mail :
福井大学 附属国際原子力工学研究所 特任教授	竹田 敏一	原子力工学	福井県	TEL : FAX : E-Mail :
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部 部長	谷口 郁美	社会福祉	滋賀県	TEL : FAX : E-Mail :
京都大学防災研究所 巨大災害研究センター センター長 教授	林 春男	防災・危機管理 災害心理学	京都府	TEL : FAX : E-Mail :
京都大学防災研究所 教授	牧 紀男	自然災害科学 都市計画・建築計画	京都府	TEL : FAX : E-Mail :
大阪大学 コミュニケーションデザインセンター 准教授	八木 絵香	科学技術社会論	大阪府	TEL : FAX : E-Mail :

専門的支援要請リスト

2 国において原子力災害発生時に招集される専門家への支援要請

- OFC派遣職員を通じて、国に対し本県への支援を要請
 - ・ 電話、FAX、電子メールにより相談し、助言を得る。
 - ・ 県本庁へ来訪いただき、助言を得る。

(1) 原子力施設の災害の場合に派遣される共通の専門家

所属・職名	専門または任務	所在地
独立行政法人放射線医学総合研究所 福島復興支援本部 環境動態・影響プロジェクトサブリーダー 放射線防護研究センター 規制科学研究プログラムリーダー 医療被ばく研究プロジェクト 医療被ばく研究推進室長	放射線防護	千葉県
国立保健医療科学院 生活環境部 環境物理室長		東京都
独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所 海洋・生態系研究センター 放射能調査グループ長		神奈川県
独立行政法人農業環境技術研究所 研究コーディネータ		茨城県
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 (※1)	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 これらの分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 これらの分野から1～2名程度	茨城県等

(2) 原子力発電所の災害の場合に派遣される専門家

所属・職名	専門または任務	所在地
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 (※1)	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 これらの分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 これらの分野から1～2名程度	茨城県等
独立行政法人産業技術総合研究所 計測標準研究部門 量子放射科 研究科長	放射線計測	茨城県
一般財団法人電力中央研究所 原子力技術研究所 所長	原子力工学	東京都

専門的支援要請リスト

(3) 試験研究炉および研究開発段階炉の災害の場合に派遣される専門家

所属・職名	専門または任務	所在地
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家(※1)	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 これらの分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 これらの分野から1～2名程度	茨城県等

(4) その他施設の災害の場合に派遣される専門家

所属・職名	専門または任務	所在地
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家(※1)	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 これらの分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 これらの分野から1～2名程度	茨城県等

※1) 指名専門家

指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家（専門分野：原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名）

自衛隊派遣要請の流れ

※ 事態の状況により今後自衛隊への災害派遣要請が考えられる場合、陸上自衛隊第3戦車大隊第3係（今津駐屯地）に事前情報として連絡し、認識を統一しておく。



関係周辺市

被害の程度により自衛隊への災害派遣要請が必要と認めた場合

知事に対して自衛隊への災害派遣要請を求めることができない場合

例) 災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないとき等

- ①<原則>
文書による派遣要請の要求
- ②<事態が急を要する場合>
電話による派遣要請の要求
(事後、速やかに文書提出)



滋賀県

災害対策本部事務局(防災危機管理局) TEL : 077-528-3445

● 関係周辺市長からの要求の事由が適切と認めた場合

● 既に得られた被害状況に基づき自ら判断

【 ※知事決裁 】

- ①<原則>
文書「災害派遣要請書」による派遣要請
- ②<事態が急を要する場合>
電話による派遣要請
(事後、速やかに文書提出)



(※事後速やかに、知事に対して手続をとる。)

《連絡事項》※派遣要請時間について、自衛隊、市町と認識を統一しておく。

- ①災害の状況および派遣を要請する理由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域および活動内容
- ④その他参考となる事項

陸上自衛隊第3戦車大隊第3係(今津駐屯地)

高島市今津町今津平郷国有地 TEL :

※ 撤収要請についても同様の手順を進める。

(自衛隊と撤収に関する事前調整→関係周辺市から撤収要請に関する要求書を受領→県から自衛隊へ撤収要請)

《自衛隊派遣要請に係る留意事項》

- まずは警察、消防、県・市職員等で全力を尽くしたものの、これ以上対応できないことが予想される場合に、最後の「砦」として派遣要請するもの。
- 状況によっては、自衛隊も派遣要請を受けられないこともあることに留意。
- 自衛隊が災害派遣を実施するか否かは、①公共性、②緊急性、③非代替性の3原則に基づき判断される。
- 派遣要請をするか否かを迷ったときは、まずは自衛隊と連絡調整を図ること。

■災害対策本部

【施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降】

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害対策本部事務局</p> <p>情報係（情報処理係、情報第1～3係） ＜原子力防災室執務室＞</p> <p>事務局総務係、通信気象係、対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員）、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p>	<p>○要員参集（確保） →総務係へ参集状況を報告</p> <p>○活動体制を整備 ・PCおよびLANケーブル、文書整理箱等活動資材配備</p> <p>○情報収集体制を整備 ・通信機器の稼働を確認 【主な通信機器】 →斉指令装置、防災情報システム、防災電話・FAX、IP-電話・FAX、NTT電話、TV会議システム、ノートPC ・県内地図、原子力施設の内部図（必要に応じて原子力事業者に提供を要請）等を準備 ・ホワイトボード等を配置し、収集すべき情報の項目をあらかじめ整理 ・防災情報システムに必要な事項を入力し、システムによる関係機関からの情報収集を準備</p> <p>○各種通報連絡を受信、内容を確認および情報を収集 ※併せて緊急連絡網を確認 ・原子力事業者からの通報連絡事項（10条通報、15条報告、25条報告） ・国、福井県からの連絡事項 ・OFCにおける情報（特に現地事故対策連絡会議、原子力合同対策協議会に係る情報） →事務局長、防災危機管理監へ報告 →事務局各係、災害対策本部各班（特に、健康医療班）と情報共有 →災害対策地方本部事務局へ伝達 →県内関係機関へ伝達</p>	<p>◎災害対策本部を設置（原則自動設置）</p> <p>◎通信気象係へ各種情報（事態の状況）に係る館内放送を依頼</p> <div data-bbox="713 1526 956 2070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【収集情報例】 事故等の種類、原因および状況、死傷者等の有無および負傷の程度、被ばくまたは汚染の有無、事故等の拡大の可能性、空間放射線量率の測定結果、現在講じている措置の概要、その他参考となる事項等</p> </div>		<p>☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連絡調整（情報共有） ・県内モニタリング結果</p>

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害対策本部事務局</p> <p>情報係（情報処理係、情報第1～3係） ＜原子力防災室執務室＞</p> <p>事務局総務係、通信気象係、対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員）、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p>	<p>○国からの要請・指示事項を受信、総務係へ伝達</p> <p>○各種情報を収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者、原子力規制事務所から発電所に係る情報を収集 ・OFC派遣職員から現地情報を収集 ・地方本部を通じて、市町の対応状況等に係る情報を収集 ・県警察、消防から対応状況等に係る情報を収集 ・県警察から交通規制の状況を収集 ・道路班から県内の道路状況を収集 ・交通政策班から公共交通機関の運行状況を収集 <p>→情報を整理し、随時、事務局長、防災危機管理監へ報告</p> <p>→事務局各係、災害対策本部各班と情報共有</p> <p>→災害対策地方本部事務局へ伝達</p> <p>→県内関係機関へ伝達</p>	<p>◎情報係長は、本部員会議に出席し、求めに応じて、事態の状況等を会議にて報告</p>	<p>□報道発表資料を調製（事務局長決裁後、総務係を通じて広報班へ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態の状況（10条通報、15条報告、原子力緊急事態宣言、25条報告等） <p>→県ホームページへ掲載</p> <p>→災害対策本部各班、OFC派遣職員、災害対策地方本部事務局へ送付</p> <p>→関係機関へ送付</p> <p>□状況に応じて、しらがメールにより情報を発信</p> <p>□必要に応じて、記者会見を開催（運営）（広報班長による記者説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報係長は同席し広報班長を補佐 	
		<p>情報収集・連絡時留意点①</p> <p>発災当初は混乱が予想され、電話では正確に伝わらない可能性が高い。また、「連絡した」「連絡を受けていない」と紛議になることもありうるので、電話の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相手機関の対応者 ②連絡時間 ③連絡内容 <p>を必ず記録すること。</p> <p>時間に余裕がある場合は、FAXやメールなど文書によるやりとりを考慮すること。併せて、当該機関に情報が既に入っている場合は情報収集し、情報が入っていない場合は情報収集依頼と情報が入った時の連絡依頼をしておく。</p> <p>なお、電話の場合、分担でして架電することになるので、以下の事項に注意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①二重、三重に連絡するのを避ける。 ②聞くことを整理しておく。 ③必ず1つ以上の電話機を空けておく（相手方からの返信を受信）。 			<p>情報収集・連絡時留意点②</p> <p>全面緊急事態に入ると、国からの指示または県独自の判断により具体的な防護措置実施の判断を行っていくこととなる。このため、情報の収集に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事実と推定をしっかりと分ける。 ②各機関が持つ情報の齟齬を解明する。 ③情報の出所を明確にする。 ④対応を決定するのに必要な情報を優先的に収集する。 <p>ことが重要になる。</p>

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
<p>災害対策本部 事務局</p> <p>情報係（情報処理係、情報第1～3係） <原子力防災室執務室></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事務局総務係、通信気象係、対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員）、県緊急時モニタリング</p> </div>	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p>	<p>○通報連絡事項および収集情報等を整理し、時系列表を作成</p> <p>○随時、情報係において取り扱った全書類を整理し、時系列表に沿ってファイリング</p>			

■災害対策本部

【施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降】

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<p>災害対策本部 対策拠点施設 (オフサイトセンター) 派遣職員 (OFC派遣職員) ＜各オフサイトセンター＞</p> <p>災害対策本部事務局総務係、情報係、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p>	<p>○活動体制を整備 ・通信機器起動、文書整理箱等活動資材配備</p> <p>○情報収集体制を整備 ・通信機器の稼働を確認 【主な通信機器】 IP-電話・FAX、ノートPC、NTT電話 ・災害対策本部事務局情報係と通信状況確認</p> <p>○現地情報を収集・整理 ・国からの連絡文書および資料(要請・指示事項を含む。) ※特に、現地事故連絡対策会議、原子力災害対策協議会に関する情報に注意し、逐次、災害対策本部事務局と連絡調整 ・福井県他関係機関からの連絡文書および資料 →随時、災害対策本部事務局情報係へ伝達(報告)</p> <p>※1時間ごとにOFC派遣職員間で打合せを実施するなど、職員間の情報共有、意思統一に努める。</p> <p>○通報連絡事項および収集情報等を整理し、時系列表を作成</p> <p>○随時、取り扱った全書類を整理し、時系列表に沿ってファイリング</p>	<p>◎災害対策本部事務局各係および県緊急時モニタリング本部企画調整班から県への対応等についての連絡受信 (例) ・県、関係市町の体制(委員参集状況等) ・災害対策本部本部員会議開催予定および会議結果 ・県内モニタリング結果 →必要に応じて、国等関係者へ報告(情報共有)</p>	<p>□災害対策本部事務局総務係、情報係および県緊急時モニタリング本部企画調整班から県における広報関係文書(報道発表資料等)を受信 →必要に応じて、国等関係者へ報告(情報共有)</p>	<p>☆随時、県緊急時モニタリング本部企画調整班から県内モニタリング結果についての連絡受信</p>	<p>◇オフサイトセンターへ移動 ・公用車 ・防護服セット、全面マスク、個人被ばく線量計、デジタルカメラ、(衛星携帯電話)等を携行 ※状況に応じて防災航空隊ヘリを利用 →災害対策本部事務局総務係へ到着を報告</p> <p>◇国からの要請事項について、関係文書等を送付後、災害対策本部事務局総務係と連絡調整 【想定される要請事項等(対UPZ(30km圏)内地区)】 ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡 →国関係者へ国からの要請事項に対する県の対応を報告</p> <p>◇知事公室長は、現地事故対策連絡会議へ出席し、会議結果を災害対策本部長(副本部長)へ報告</p> <p>◇知事公室長(現地事故対策連絡会議へ出席)を補佐 ※知事公室長が未到着の場合、代理出席し、会議結果を災害対策本部(事務局長または情報係長)へ報告</p> <p>◇国からの指示案について、関係文書を送付後、災害対策本部事務局総務係と連絡調整 【想定される指示内容(対UPZ(30km圏)内地区)】 ・屋内退避指示 ・避難(一時移転)準備指示 ・安定ヨウ素剤服用準備指示 →国関係者へ国からの指示案に対する県の意見を報告(国関係者と指示内容について検討・調整)</p>

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<p>災害対策本部</p> <p>対策拠点施設 (オフサイトセンター) 派遣職員 (OFC派遣職員)</p> <p><各オフサイトセンター></p> <p>災害対策本部事務局総務係、情報係、県緊急時モニタリング本部企画調整班と連携</p>	<p>全面緊急事態</p> <p>――</p> <p>ま (県内における緊急時モニタリング結果がOIL1、OIL2またはOIL6に係る基準値を超過)</p>					<p>◇知事公室長は、原子力災害合同対策協議会へ出席し、会議結果を災害対策本部長 (副本部長) へ報告</p> <p>◇知事公室長 (原子力災害合同対策協議会へ出席) を補佐 ※知事公室長が未到着の場合、代理出席し、会議結果を災害対策本部 (事務局長または情報係長) へ報告</p> <p>◇国からの指示案について、関係文書を送付後、災害対策本部総務係と連絡調整【想定される指示内容】 (対OIL1またはOIL2基準値超過地区) ・避難 (一時移転) 指示 ・地域生産物の出荷制限、摂取制限指示 ・安定ヨウ素剤服用指示 (対UPZ (30km圏) 内地区) ・屋内退避指示 (継続) (対OIL6基準値超過飲食物) ・当該飲食物の摂取制限指示 → 国関係者へ国からの指示案に対する県の意見を報告 (国関係者と指示内容について検討・調整)</p>

現地事故対策連絡会議

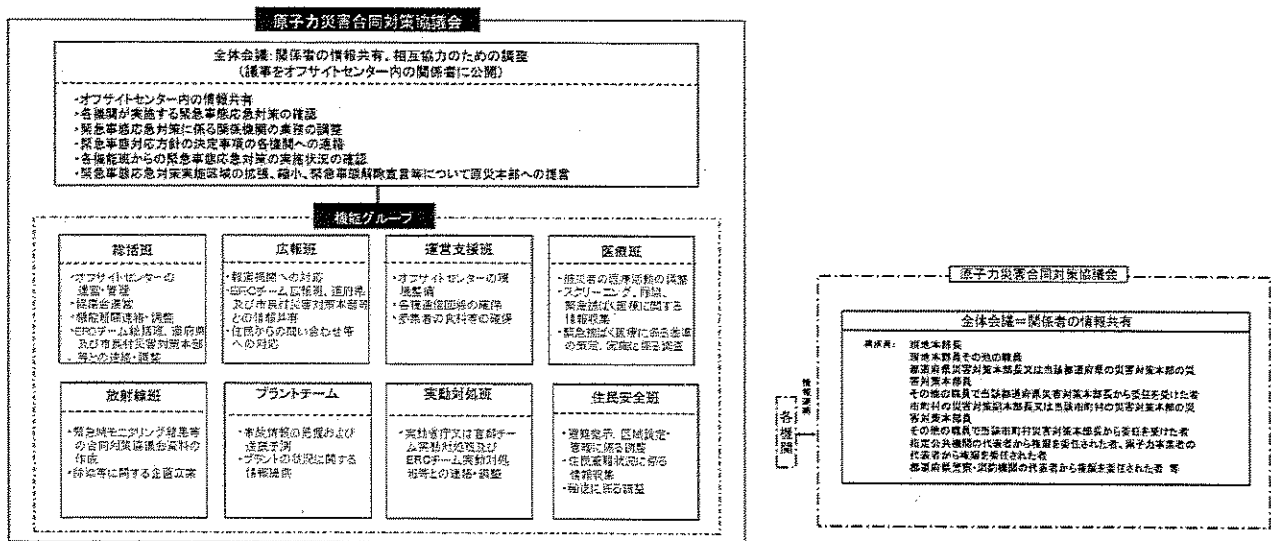
○ 政府において事故現地対策本部（本部長：内閣府副大臣（または内閣府大臣政務官）が設置された場合、現地事故対策連絡会議およびその事務局が設置される。

- ・ 開催場所：原則としてオフサイトセンター
- ・ 議長：現地事故対策本部副本部長（内閣府審議官（原子力防災担当））
- ・ 構成員：現地事故対策連絡協議会事務局各機能班長
関係地方公共団体および原子力事業者の参集者 等
- ・ 目的：
 - ① 各関係機関の情報を相互に共有
 - ② 全面緊急事態に至った場合に迅速かつ円滑に住民防護措置を講じることができるよう、住民防護措置の具体的な手順・内容を事前調整
 - ③ PAZ内の施設敷地要援護者等の避難状況把握および輸送支援に係る事項について現地調整

原子力災害合同対策協議会

- 原子力緊急事態宣言があったとき、国および関係自治体は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。
- 原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開催するとともに、国現地本部各機能班は、関係自治体の職員および原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。

（概念図）



- ・ 開催場所：原則としてオフサイトセンター
- ・ 現地本部長：内閣府副大臣（または内閣府政務）
- ・ 事務局長：内閣府審議官（原子力防災担当）（または代理の職員）
- ・ 本県においては、知事公室長の参画を想定。